

# 貸与奨学金

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

大学・短期大学・専修学校専門課程 在学中に

# 奨学金を希望する皆さんへ

(スカラネット入力下書き用紙在中)

# 在学

無利子貸与奨学金

## ■ 第一種奨学金

〔定期採用・緊急採用〕

有利子貸与奨学金

## ■ 第二種奨学金 ■ 入学時特別増額貸与奨学金

〔定期採用・応急採用〕

申込みの資格や  
基準は？  
…4ページ

申込手続きが  
知りたい。  
…27ページ

貸与奨学金とは  
どんな制度かな？  
…6ページ

採用された後に  
必要な手続きは？  
…46ページ

# 目次

	ページ
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	3
第1部 募集要項等	4
1. 募集時期	4
2. 貸与奨学金の種類	4
3. 対象校	4
4. 申込資格	4
5. 推薦基準	5
第2部 日本学生支援機構の貸与奨学金制度の概要	6
1. 貸与奨学金の対象校	6
2. 貸与奨学金ごとの貸与月額及び学力・家計基準	6
3. 奨学生採用の種類	10
4. 奨学金の交付	11
5. 貸与期間	11
6. 利率について	12
7. 元利均等返還について	13
8. 返還方式について	14
9. 個人信用情報機関の登録と利用等についての同意	16
10. 保証制度について	18
第3部 申込手順等	27
I. 申込手順	27
II. 収入に関する証明書類	32
III. 特別控除に関する証明書類	41
IV. スカラネットによる申込み	42
第4部 奨学金の貸与開始～返還	46
I. 採用時の手続き	46
II. 奨学金貸与中の手続き・注意事項	47
III. 貸与終了後の返還	49
資料1 奨学金の返還を延滞した場合	54
資料2 スカラネット・パーソナルについて	55

## 奨学金申込みから返還開始までの流れ

★奨学金の申込みは、在学する学校の奨学金担当窓口(以下「学校」という)を通して行います。

募集 (機構▶学校▶学生)

申込み・書類提出 (本人▶学校)

※「緊急採用(無利子)」、  
「応急採用(有利子)」は  
随時申込みができます。

学内選考

推薦 (学校▶機構)

日本学生支援機構選考

採用の決定・通知 (機構▶学校▶本人)

「返還誓約書」の提出 (本人▶学校▶機構)

振込み

卒業 (貸与終了)

返 還

◆「スカラネット入力下書き用紙」は28～29ページの間挟みこんでいます。

### 【本冊子の用語】

**機構** 日本学生支援機構

**あなた** 貸与奨学金に申し込むあなた本人

**高等学校等** 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)

**大学等** 大学(学部)、短期大学、専修学校(専門課程)

**公庫** 株式会社日本政策金融公庫

**マイナンバー** マイナンバー(個人番号)

### 【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(\*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって、高度なセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

★貸与奨学金を申し込む機会は、次のとおりです。

予約採用……………大学等へ進学する前に高等学校等の窓口で申し込みます。

在学採用……………大学等へ進学後に大学等の窓口で申し込みます。

この冊子では、返還の必要がある貸与奨学金（借入金）の「在学採用」について説明しています。

この冊子をよく読んで、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。

また、保護者等にもこの冊子を読んでもらい、貸与奨学金制度について理解してもらってください。

なお、在学採用の申込みにおいて、マイナンバーを利用して手続きを行う必要があります。

（マイナンバーは学校ではなく、機構が指定する提出先に直接提出する必要があります。）

マイナンバーについては機構の下記HPを参照してください。

「マイナンバー制度とは」<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/mynumber/gaiyo/index.html>



重要

## 1 貸与奨学金（借入金）について

機構が貸与する奨学金には次の種類があります。

1. 第一種奨学金（無利子）
2. 第二種奨学金（有利子）
3. 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

機構の奨学金（借入金）を申し込む際に、知っておいて欲しい点をいくつか説明します。

- (1) 貸与奨学金は、「もらう」ものではなく**あなた自身が「借りる」**ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

【本当に必要な金額？借りすぎに注意！】

- (3) 奨学金の貸与を受けるのは学生・生徒本人です。**返還義務も本人にあります。**
- (4) 貸与奨学生が学校を卒業してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予する制度等があります。
- (6) 入学時特別増額貸与奨学金は単独での申込みはできません。必ず第一種奨学金又は第二種奨学金と併せて申し込みます。
- (7) 貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

## 2 本冊子の構成及び申込手続きについて

本冊子は第1部（4～5ページ）において、貸与奨学金の募集要項を記載しています。最初に読んで、貸与奨学金を申し込む基準を満たしているのかを確認してください。

第1部を読んで奨学金の利用を希望する場合は、第2部～第4部（6～53ページ）の貸与奨学金制度の概要、申込手順等、貸与開始から返還の説明をよく読んで理解したうえで、在学している学校の奨学金窓口を通して申込手続きを行ってください。申込みに基づく学校からの推薦を受けて、機構が選考のうえ、採用の可否を決定し、学校を通じて通知します。

## 1 募集時期

原則、毎年4月に学校で奨学生の募集を行います。申込締切日は学校で定めているため、在学期に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。なお、年度途中に二次募集を行うことがあります。

## 2 貸与奨学金の種類

貸与奨学金の種類には次の3種類があります。

奨学金の種類	利息	貸与の方法	
第一種奨学金	利息なし	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
第二種奨学金	利息付	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
入学時特別増額貸与奨学金	利息付	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込

※第一種奨学金と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になりますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金・第二種奨学金のどちらかに増額して貸与を受ける必要があります。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については12～13ページ **6** を参照してください。

## 3 対象校

国内の大学等に在学している人が対象です。なお、海外大学、海外短期大学の日本校に在学している人は、海外用の奨学金案内を利用して申込手続きをしてください（本冊子で申込むことはできません）。

対象校について、詳しくは6ページ **1** を参照してください。

## 4 申込資格

経済的理由により修業に困難があると認められる人。ただし、次の①～④に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認をしてください。

### ①休学・留年中の人

休学（学校長が有益と認めている留学の場合は除く）、留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間は申込みできません。

### ②過去に奨学金の貸与を受けたことがある人

ア. 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用または採用を取り消します。

I. 過去に貸与を受けた返還誓約書が未提出である場合

II. 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ. 奨学生として採用されるまでの間に、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合には、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ. 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込ができない場合があります。

詳しくは11～12ページ **5** を参照してください。

### ③債務整理中の人

債務整理中の人には申込資格がありません。

### ④外国籍の人

外国籍の人は次の表のとおり申込資格に制限があります。在留資格の記載がある書類を在学する学校へ提示のうえ、申込資格を満たしているか確認してください。

奨学生として採用されたとしても、申込資格が無いことが判明した時点で奨学金の振込を停止して採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

申込資格	在留資格（注1）
あり	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（注2）
なし	1 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
	2 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習
	3 文化活動、短期滞在
	4 <b>留学</b> 、研修、 <b>家族滞在</b>
	5 特定活動

（注1） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」によるものです。

（注2） 「定住者」について、永住者若しくは永住者の配偶者等に準すると当該者が在学する学校の長が認めたものに限ります。将来永住する意思のない人は、申込資格がありません。また、「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の貸与を受けることができません。

## 5 推薦基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を学校が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

学力・家計の基準はあなたが希望する奨学金の種類により異なります。詳しくは6～9ページ **2** を参照してください。

なお、家計基準は、在学している学校や世帯人数等によって異なります。学校の種類、世帯人数及び通学形態別の目安はおおよそ下表のとおりです。

▶ 下表は、3人世帯及び4人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。その他の世帯人数の年収・所得の上限額の目安は機構ホームページに掲載しています。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho\\_kettei/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/index.html)  
 （日本学生支援機構ホームページ≫奨学金≫申込方法≫在学採用≫申込資格・申込基準）



重要

家計基準は、家計支持者（父及び母、又はこれに代わって家計を支えている者）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。家計支持者の説明については9ページを参照してください。

### 【年収・所得の上限額の目安】

（単位：万円）

学 種	設置者	世帯人数	通学形態	給与所得者の世帯＜年間の収入金額＞			給与所得以外の世帯＜年間の所得金額＞		
				第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
大 学	国・公立	3人	自 宅	662	1,012	603	289	604	248
			自宅外	729	1,059	670	336	651	295
	4人	自 宅	742	1,096	680	345	688	302	
		自宅外	800	1,143	747	392	735	349	
	私 立	3人	自 宅	730	1,060	672	337	652	296
			自宅外	792	1,107	739	384	699	343
4人	自 宅	801	1,144	749	393	736	350		
	自宅外	848	1,191	805	440	783	397		
短 期 大 学	国・公立	3人	自 宅	640	997	582	274	589	233
			自宅外	707	1,044	649	321	636	280
	4人	自 宅	720	1,081	659	330	673	287	
		自宅外	785	1,128	726	377	720	334	
	私 立	3人	自 宅	705	1,042	646	319	634	278
			自宅外	772	1,089	713	366	681	325
4人	自 宅	783	1,126	723	375	718	332		
	自宅外	830	1,173	787	422	765	379		
専修学校（専門課程）	国・公立	3人	自 宅	606	973	547	250	565	209
			自宅外	670	1,018	612	295	610	254
	4人	自 宅	686	1,057	625	306	649	263	
		自宅外	750	1,102	689	351	694	308	
	私 立	3人	自 宅	700	1,039	642	316	631	275
			自宅外	765	1,084	706	361	676	320
4人	自 宅	780	1,123	719	372	715	329		
	自宅外	825	1,168	782	417	760	374		

1 貸与奨学金の対象学校

対象校は以下のとおりです。

学校種別・課程		貸与対象	備考
大学 短期大学	学部・学科	○	すべて貸与対象です。本冊子で申込手続きを説明しています。
	通信教育課程 放送大学	○	スクーリングの面接授業を受講する場合のみ在学採用への申込みが可能ですが、本冊子では通信教育課程や放送大学在学中の奨学金については説明していませんので、「奨学金案内(通信)」の冊子をご確認ください。 なお、貸与は年1回となります(月々の貸与はありません)。
専修学校	専門課程	△	貸与対象の学科と貸与対象外の学科があります(下記囲みを参照)。
	高等課程・一般課程	×	奨学金の貸与を受けることはできません(下記囲みを参照)。
その他の学校 (予備校・語学学校・職業訓練校等)		×	奨学金の貸与を受けることはできません。

※大学・短期大学に専門職大学・専門職短期大学を含みます。

※貸与対象が「○」または「△」の学校種別・課程であっても貸与対象となるのは正規の学籍で在籍する場合に限ります(「科目等履修生」「聴講生」「正規課程でない職業訓練生」等は貸与対象外です)。



重要

専修学校(専門課程)には、貸与対象の学科と貸与対象外の学科があります。

- 専修学校(専門課程)は、入学資格が高等学校卒業程度の学科のうち、機構が貸与対象であることを確認した学科に限り貸与対象となります。機構が貸与対象として確認していない貸与対象外の学科もありますのでご注意ください。貸与の対象か否か不明な場合は、その学校へ照会して確認してください。
- 専修学校(高等課程・一般課程)は全て貸与対象外です。また、高等学校を卒業後に入学する学校であっても、高等課程として定められている学科は、貸与対象外となりますのでご注意ください。

2 貸与奨学金ごとの貸与月額及び学力・家計基準

(1) 貸与月額

4ページ 2 で紹介した貸与奨学金ごとの貸与月額について説明します。

① 第一種奨学金

入学年度によって、適用される貸与月額が異なります。また、学校の種類(大学・短期大学・専修学校)、設置者(国公立・私立)、通学形態(自宅・自宅外)別に定められた金額から選択できます。なお、途中年次への編入学者、再入学(復籍)者は、スカラネットに入力する入学年月によって適用される貸与月額が変わります。入力すべき入学年月は8ページ 2 (注2)~(注4)を参照してください。

専修学校(専門課程)のうち、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校は「国公立」の月額が適用されます。

自宅外通学の人は自宅通学の月額も選択可能です。

申込時に「自宅外」の月額を選択できる人は、平成31年4月の時点から申込時点までの通学形態が「自宅外」である場合に限ります。

【平成30年度以降入学者の貸与月額】

区分 月額 の種類	大学				短期大学・専修学校(専門課程)			
	国・公立		私立		国・公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月額	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円
	20,000円	30,000円	30,000円	40,000円	20,000円	30,000円	30,000円	40,000円
		20,000円	20,000円	20,000円		20,000円	20,000円	20,000円

※最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ利用できます。

## 【平成29年度以前入学者の貸与月額】

大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
国・公立		私立		国・公立		私立	
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
30,000円				30,000円			

## ②第二種奨学金

貸与月額は2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択できます。  
第二種奨学金について12万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

在籍課程	増額
私立大学の医学・歯学の課程	4万円増額（12万円+4万円=月額16万円）
私立大学の薬学・獣医学の課程	2万円増額（12万円+2万円=月額14万円）

※増額分の利率については13ページ **6** (2) を参照してください。

## ③入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。  
申込みは入学時（編入学者は編入学時）の1回に限ります。  
同時に申し込む第一種奨学金・第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要があります。

## (2) 学力・家計基準

5ページ **5** で紹介した貸与奨学金ごとの学力基準及び家計基準は下表のとおりです。

## ①第一種・第二種奨学金

項目	「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
学力基準 (入学年度により、基準が異なります。)	<p>&lt;平成31年度入学者&gt; 次の①～③のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が、各学区分において以下の基準を満たすこと。 ○ 大学・短期大学:3.5以上 ○ 専修学校(専門課程):3.2以上</p> <p>② 上記①の基準を満たさない場合であっても、家計支持者の住民税が非課税(市区町村民税所得割額が0円)である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者(児童養護施設入所者、里親による養育を受けている者等)であって、次のア又はイのいずれに該当する者 ア.特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 イ.学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。</p> <p>③ 高等学校卒業程度認定試験合格者であること。</p> <p>&lt;平成29・30年度入学者&gt; 次の①又は②のいずれかに該当すること</p> <p>① 本人の属する学部(科)の上位1/3以内であること。</p> <p>② 上記①の基準を満たさない場合であっても、家計支持者の住民税が非課税(市区町村民税所得割額が0円)である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者(児童養護施設入所者、里親による養育を受けている者等)であって、次のア又はイのいずれかに該当する者 ア.特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 イ.学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。</p> <p>&lt;平成28年度以前入学者&gt; 本人の属する学部(科)の上位1/3以内であること。</p>	<p>次の①～④のいずれかに該当すること。</p> <p>① 出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。</p> <p>② 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。</p> <p>③ 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。</p> <p>④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること。</p>

項目	「第一種奨学金のみ」	「第二種奨学金のみ」又は「併用貸与」
家計基準	<p>&lt;平成29年度以降入学者&gt; 次の①又は②のいずれかに該当すること。</p> <p>① 申込時の家計支持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額を差し引いた金額（認定所得金額といいます。）が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。</p> <p>② 家計支持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設入所者、里親による養育を受けている者等）のいずれかであること。</p> <p>&lt;平成28年度以前入学者&gt; 申込時の家計支持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。</p>	家計支持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

- (注1) 併用貸与の学力基準については、第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。
- (注2) 途中年次へ転学した人は、転学前に在学していた学校の入学年度を参照してください。
- (注3) 途中年次へ編入学した人は、編入学先の学校に1年生から入学していたと仮定した場合の入学年度を参照してください。  
(例) 平成31年度4月に3年次編入した場合は、平成29年度入学者の基準を適用。
- (注4) 一度退学・除籍後に途中年次へ再入学した人は、入学年度の取扱いについて、在学する学校に確認してください。
- (注5) 住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である世帯については、マイナンバーにより家計支持者の所得割額情報を取得のうえ、確認します。
- (注6) 生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者であることについては、35～36ページの証明書の提出が必要です。



重要

## 家計基準の判定

収入情報は原則として、マイナンバーにより自治体等から取得します。4月に募集する定期採用では2017年分（1月～12月分）、二次募集がある場合は2018年分（1月～12月分）の収入情報により家計基準の判定をします。

## ②入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

項目	基準
学力基準	併せて貸与を受けることとなる奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金、併用貸与）の基準を適用。
家計基準	認定所得金額が0万円以下であること。 ただし、認定所得金額が0万円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたけれども利用できなかった人は、認定所得金額0万円以下とみなします。

入学時特別増額貸与奨学金は、公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生に貸与します。

そのため、以下の公庫が定める「国の教育ローン」の要件を満たさないために、「国の教育ローン」を申し込みなかった世帯の学生は対象外です。この場合、「国の教育ローン」も、入学時特別増額貸与奨学金も利用できません。

(参考) 入学時特別増額貸与奨学金を受けるまでの手続きの詳細は31ページ **3**

## 公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと
3. 用途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること
5. 過去に公庫の「国の教育ローン」を利用していないこと

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
8ページ1～5の要件を満たしたが公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○ (利用できます)
8ページ1～5の要件を満たさないために、融資を受けることができなかった場合	× (利用できません)

## 【猶予年限特例】

第一種奨学金の採用者のうち、申込時の家計支持者の年収・所得の合計額が次の金額以下の場合に対象となります。

- ・ 給与所得のみの世帯：年間収入金額300万円以下
- ・ 給与所得以外の世帯：収入金額から必要経費（控除分）を差し引いた金額が200万円以下

第一種奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人の収入・所得の年額が一定額以下の場合に、奨学金の返還期限を猶予する制度が期間の制限なく利用できます。

（参考）返還期限猶予制度の説明は53ページ **7**

### 【猶予年限特例対象者の決定】

猶予年限特例の対象者となるための特別な手続きや意思表示は必要ありません。申込時の収入・所得に基づき、機構が対象者を決定します。

※返還期限猶予の適用を受ける（返還期日を先送りにする）ためには、所定の手続きが必要です。

## 【家計支持者】

5ページ **5** で紹介した家計支持者について説明します。

### 【家計支持者とは】

原則父母（父母二人の場合は2人とも）としています。

父母のいずれか一方しかない場合は、当該の父又は母のみとなります。

父母ともいない場合は、代わって家計を支えている人（たとえば祖父母等）となります。

※家計支持者としてスカラネットから入力した人物についてマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。（マイナンバー提出書の人物とスカラネットから入力した人物は一致する必要があります）。

※申込者と父母（どちらか一方も含む）が別居している場合でも、生計が同じであれば、父母二人とも家計支持者となるため、父母両方のマイナンバー及び必要な証明書類の提出が必要です。

※無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でもマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。

	状態	家計支持者となる対象（○）、対象外（×）
例1	父：会社員（自営業）	○
	母：無収入（専業主婦など）	○
例2 1人親の場合	母又は父：会社員（自営業）	○
	祖父：年金	×（注）
例3 家計支えている 人が3人以上	父：会社員（自営業）	○
	母：無収入（専業主婦など）	○
	祖父：年金	×（注）

（注）祖父のマイナンバーの提出は不要。ただし父又は母のみの収入で家計を維持できず、祖父からの援助金がある場合は、援助の年額の証明（35ページ参照）が必要（本事例において祖父ではなく会社員の兄（姉）がいる場合は、祖父を兄（姉）と読み替えてください）。

※以下に該当する場合、家計支持者は申込者本人となります。

- ・ 申込者本人が児童養護施設等に在籍している場合
  - ・ 申込者本人が里親に養育されている場合
- 提出書類については36ページを参照してください。

### 3 奨学生採用の種類

採用の種類には、次の「定期採用」と「緊急採用・応急採用」の2種類があり、募集時期が異なります。

#### (1) 定期採用

原則、毎年4月に学校で奨学生の募集を行います。申込締切日は学校で定めています。貸与奨学金の種類ごとの貸与始期、貸与終期は下表のとおりです。なお、年度途中で二次募集を行うことがあります。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
第一種奨学金【無利子】	2019年4月	原則として卒業予定期
第二種奨学金【有利子】	2019年4月～9月の間で希望する月	原則として卒業予定期
入学時特別増額貸与奨学金【有利子】		

(注1) 休学（学校長が有益と認めている留学を除く）、留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間を貸与始期とすることはできません。

(注2) 入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時に申し込む場合、第二種奨学金の貸与始期は、入学年月とする必要があります（例：入学年月が2019年4月の場合、第二種奨学金の貸与始期も2019年4月）。

(注3) 二次募集が行われる場合、貸与始期が上表のとおりにならないことがあります。学校に確認してください。

#### (2) 緊急採用・応急採用

家計支持者（父母、又は父母に代わって家計を支えている人）の失業、破産、事故、病気、死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とするものです。

随時募集を行っていますので学校に相談してください（ただし、家計が急変してから12か月以内に申し込む必要があります）。貸与奨学金の種類ごとの貸与始期、貸与終期は下表のとおりです。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
緊急採用（第一種奨学金）【無利子】	家計急変の事由が発生した月～2020年3月の間で希望する月	2020年3月
応急採用（第二種奨学金）【有利子】	家計急変の事由が発生した月～2020年3月の間で希望する月	原則として卒業予定期
入学時特別増額貸与奨学金【有利子】		

(注1) 休学（学校長が有益と認めている留学を除く）、留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する間を貸与始期とすることはできません。

(注2) 家計急変の事由の発生した月が2019年4月より前の場合は、家計急変の生じた月まで貸与始期をさかのぼることができます。ただし、2019年度入学者は、入学月より前にさかのぼることができません。

家計急変の事由が発生した月が2019年5月以降の場合は、**応急採用（第二種奨学金）に限り**、2019年4月まで貸与始期をさかのぼることができます。

(注3) 入学時特別増額貸与奨学金を緊急採用・応急採用と同時に申し込む場合、緊急採用・応急採用の貸与始期は入学年月とする必要があります。

(注4) 緊急採用（第一種）は毎年申請することにより原則修業年限の終期まで継続できます。申請手続きについては学校へお問い合わせください。



重要

在学定期採用	緊急・応急採用
申込者本人・家計支持者のマイナンバーを利用	<p>申込者本人のマイナンバーを利用</p> <p><b>※緊急・応急採用については、事由発生前後1年間の家計を確認するため、マイナンバーによる収入情報の取得は行いません。取得すべき証明書については在学する学校に確認してください。</b></p> <p><b>※マイナンバーは採用後に提出します。(46ページ 2 参照)</b></p>

## 4 奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。

### (1) 取扱い金融機関

奨学金の振込口座に利用できる金融機関は下表のとおりです。

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座



重要

- ・初回振込み時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- ・振込口座情報等スカラネットの送信内容に誤りがあった場合や申込時に書類の追加提出依頼があった人等は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

### (2) 奨学金振込日

奨学金は原則、毎月11日に振り込みます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日となります。また、初回振込み時は、貸与始期（10ページ **3** 参照）からの月額がまとめて振込みされます。

詳しくは、採用後に配付される「奨学生のしおり」で確認してください。

## 5 貸与期間

貸与期間は、原則として10ページ **3** の定期採用及び緊急採用・応急採用の表に示されている貸与始期から貸与終期までです。

ただし、過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（大学・短期大学・専修学校等）で、新たに同じ種類の奨学金（第一種又は第二種）を希望する場合は、**貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。**

なお、所定の要件を満たす場合に限り、現に在学する学校の修業年限に達するまで再度、奨学金の貸与を受けることができます（以下「再貸与」という）。具体的なケースは12ページ **5** 「★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合」を参照してください。

貸与奨学金の種類	再貸与の要件	備考
第一種奨学金	<b>全ての学校区分を通じて1回限り</b>	第一種奨学金の再貸与を希望する場合は、別途再貸与に係る申請書の提出が必要となります。詳しくは、学校に確認してください。
第二種奨学金	<b>各々の学校区分において1回限り</b>	—

[参考] 長期履修学生について（詳細は在学する学校に確認してください。）

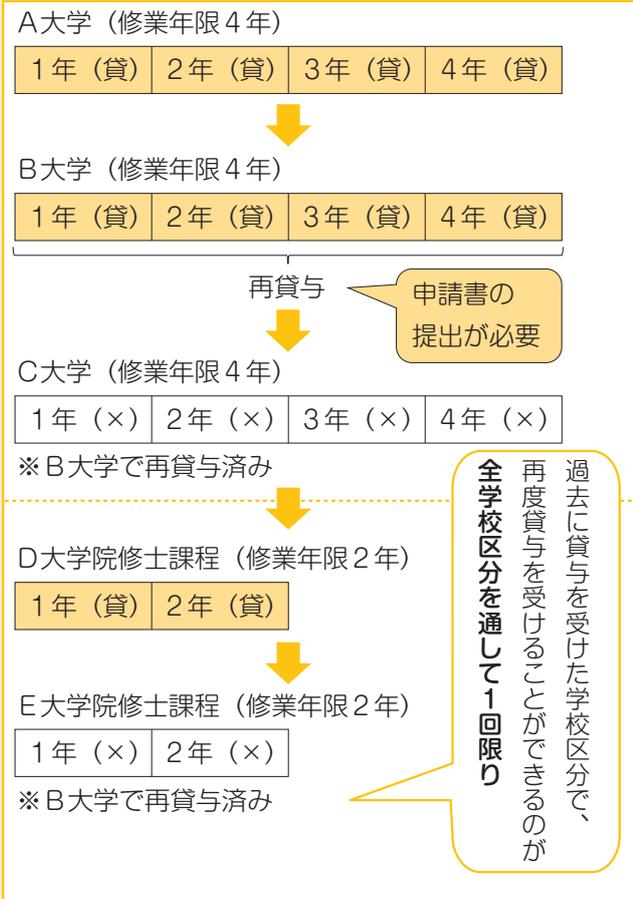
職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する長期履修学生の貸与期間については、以下のとおりです。

- 第一種奨学金：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。
- 第二種奨学金：採用後に所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

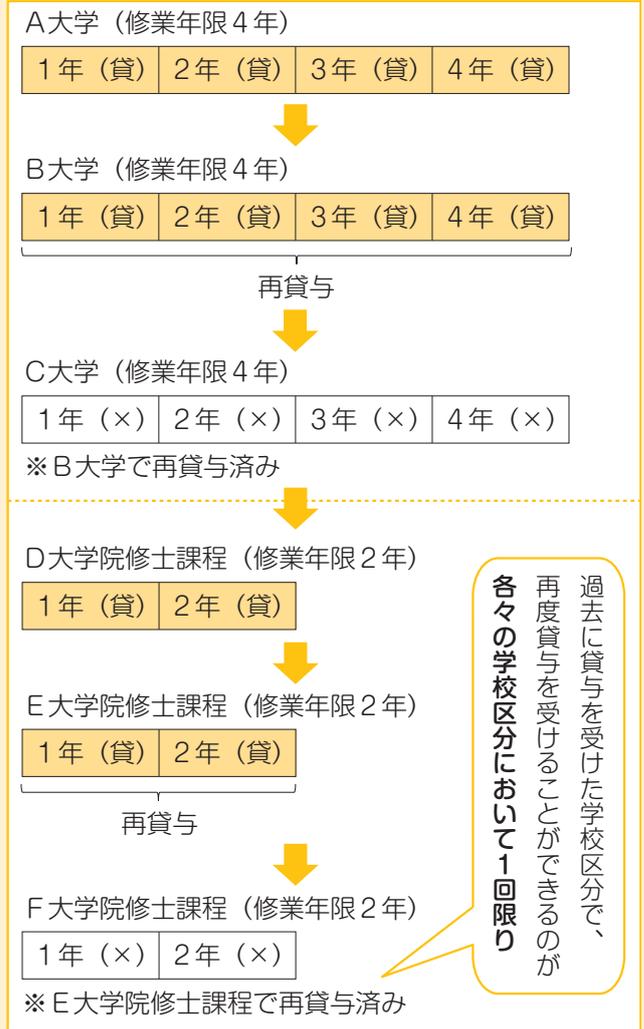
★過去に同じ学校区分で貸与を受けたことがある場合

(貸) …貸与可能  
(×) …貸与不可

【第一種奨学金】



【第二種奨学金】



## 6 利率について

### (1) 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。

- ① 利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
- ② 利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

(注1) 貸与終了時に決定した利率とは、機構が奨学金交付のために借入れした資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。

(注2) 借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

(参考) 在学猶予・返還期限猶予の説明は53ページ **7**

## (2) 増額貸与利率の算定方法

[増額貸与利率を適用する対象者]

- ①私立大学の医・歯・薬・獣医学課程に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率
- ②入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の利率

[利率の算定方法]

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率(以下「増額貸与利率」という)を加重平均して算定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

- 基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。
- 増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

## (3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、学校へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって学校にお問い合わせのうえ、学校を通じて変更の手続きをしてください。

## (4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

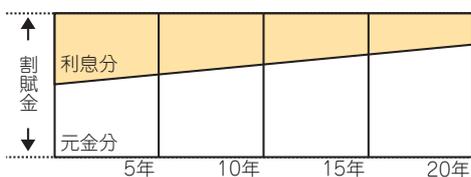
## 7 元利均等返還について

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利息・据置期間利息の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

### (1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。

[定額返還方式(※)による最長20年間で返還する場合]

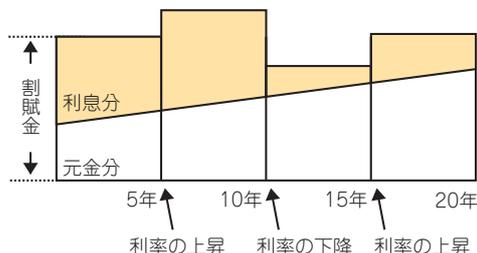


(※)「定額返還方式」の例は、14ページ **8** 参照

### (2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、返還額が増減します（残元金に対する利息も変動します）。

[定額返還方式(※)による最長20年間で返還する場合]



(注1) 上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

(注2) 利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

(注3) 割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（15ページ **8** (2)参照)を選択した場合、半年賦分の返還がある1月と7月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

## 8 返還方式について

### (1) 返還方式の種類と概要

第一種奨学金の貸与を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。

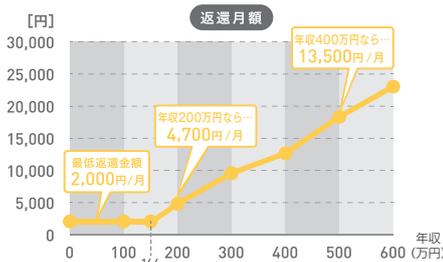
「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。

#### 所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

例 年収:200万円 → 月額:約 4,700円  
 年収:400万円 → 月額:約 13,500円



※年収と返還月額は目安です。  
 ※返還年数は年収によります。返還総額は定額返還方式と同じです。

#### 特徴

所得があまり高くない時でも、無理のない月額で返還できます。所得が高いと、返還が早く終わります。

#### 定額返還方式

返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

例 5万円を4年間(240万円)借りた場合 → 月額:約 13,333円(15年間)



※第二種奨学金は定額返還方式になります。

#### 特徴

最後まで同月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。

### ●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

	所得連動返還方式	定額返還方式
対象となる奨学金の種類	第一種奨学金のみ (第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金は対象外)	全ての奨学金 (第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金が対象)
保証制度	機関保証制度(保証料が必要)のみ ※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合の第二種奨学金は、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。 ※「併願」とは：第一種奨学金が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望すること	機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
返還月額の算出	前年の所得に応じて10月～翌年9月の返還月額を算出。 (「課税対象所得」×9%÷12(1円未満の端数は切り捨て)) ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 (「返還初年度」とは、返還開始翌月以降の最初の9月までの期間をいい、最長12か月(10月～翌9月)、最短1か月(9月のみ)となります。) ※あなたが返還中に被扶養者になった場合又は被扶養者である場合は、あなたと扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します(扶養者のマイナンバーの提出が必要となります)。	貸与総額に応じて算出された返還金額(月額)により、返還完了まで返還

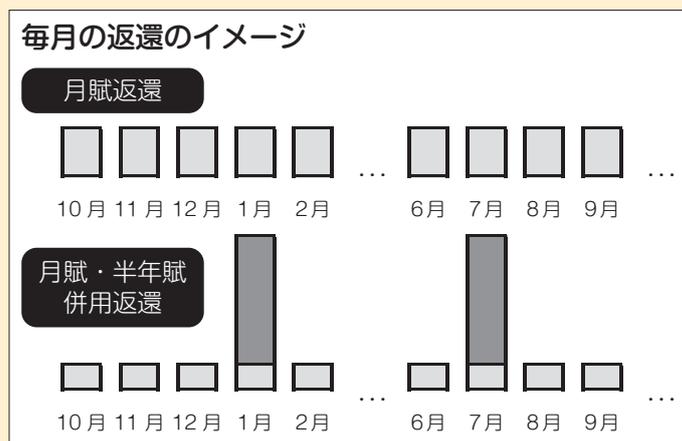
	所得連動返還方式	定額返還方式
割賦方法	月賦返還のみ (「月賦・半年賦併用返還」は選択不可)	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 (参考) 本ページ <b>8</b> (2)
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能 (減額返還制度は利用不可) (参考) 53ページ <b>7</b>	返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能 (参考) 53ページ <b>7</b>

※所得連動返還方式を選択した人が、マイナンバーを提出しなかった場合は、貸与総額に応じて算出された返還金額(月額)により、返還します。

## (2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

- ① 月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ② 月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し(月賦分)、もう半分以上を半年賦(1月と7月)で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法



## (3) 返還方式の変更(第一種奨学金のみ)

変更内容	説明
定額返還方式 → 所得連動返還方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。</li> <li>・<u>人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行う必要があります。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。</u></li> <li>・あなたのマイナンバーを提出したことが無い場合は、あなたのマイナンバーの提出も必要です。</li> <li>・月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。</li> </ul>
所得連動返還方式 → 定額返還方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>貸与中のみ変更できます(貸与終了後は変更できません)。</u></li> <li>・<u>貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。</u></li> <li>・保証制度は「機関保証」が継続されます(「人的保証」への変更はできません)。</li> </ul>

※第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」限定であるため対象外

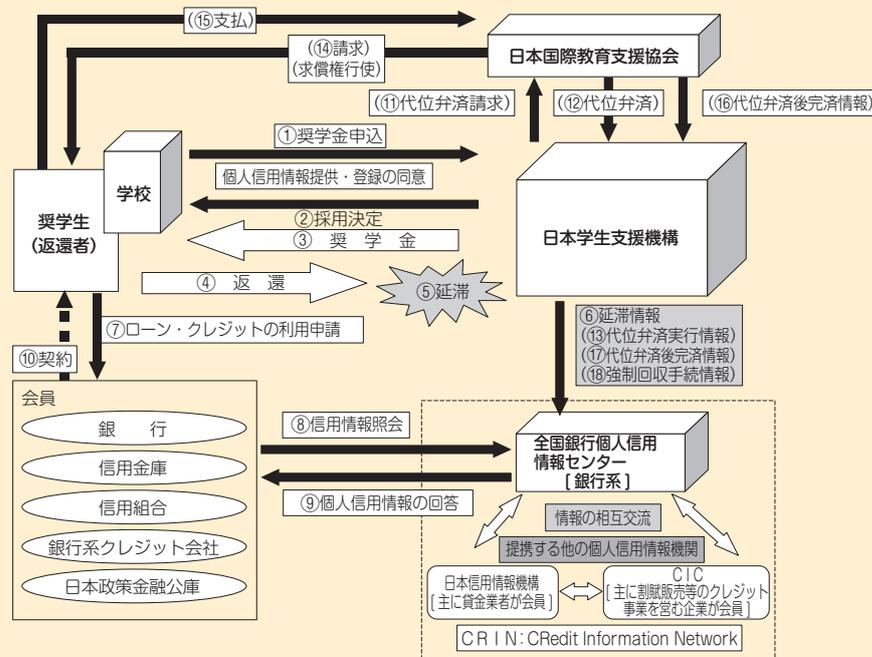
## 9 個人信用情報機関の登録と利用等についての同意

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については17ページをご覧ください。また、個人信用情報機関（※）への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了後から5年後に削除されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは…会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



### 1. 申込み～採用決定、振込

- ①奨学金申込（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

### 2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上）

### 3. 会員による個人信用情報の利用

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員（銀行等）からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答

### ⑩会員（銀行等）による契約の判断

### 4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済実行～代位弁済実行後完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

### 5. 人的保証制度加入者の例

- ⑱強制回収手続情報の登録

## 【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

### ①機構が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

### ②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株) 日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

・(株) シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株) 日本信用情報機構、(株) シー・アイ・シーは、上記「個人情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

## 10 保証制度について

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。なお、どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を負うことに変わりはありません。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「協会」という）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要です。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です（20ページ <b>10</b> (イ)(1)参照）。 ※必要な書類（20ページ <b>10</b> (イ)(4)参照）を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

### 保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証 → 人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
人的保証 → 機関保証	人的保証から機関保証への変更については、以下の場合に学校を通じて願い出ることができます。 【願い出の条件】 ・返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 ・連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 ※なお、あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。 【保証料】 変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

## (ア) 機関保証制度

### (1) 制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。保証委託約款は26ページを参照してください。協会のホームページ（<http://www.jees.or.jp/>）も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学金の返還方式（14ページ **8** (1)参照）を「所得連動返還方式」とする場合、機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。**この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、奨学生としての採用が取り消されますので、注意してください。**

### (2) 保証範囲と保証期間

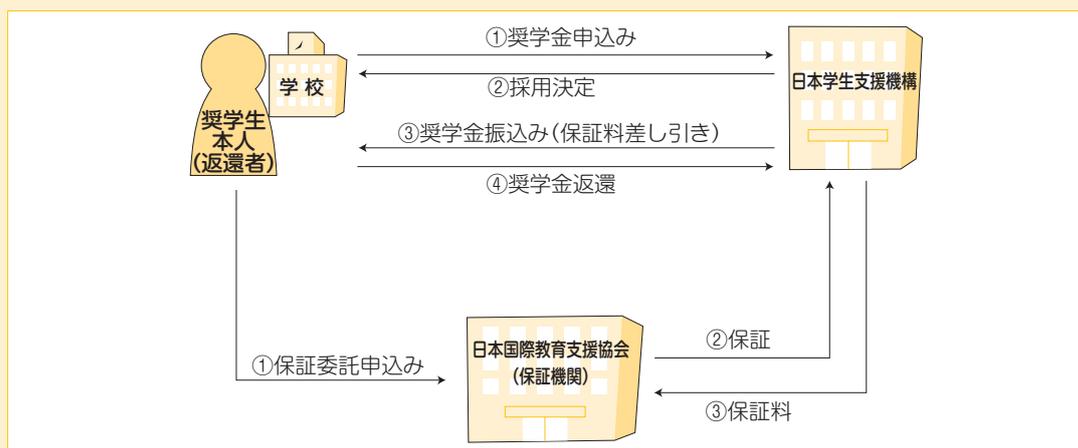
保証範囲は、元金、利息（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関（協会）は、第一回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

### (3) 保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証料（目安）は、23～25ページ「**[参考1]** 機関保証制度の保証料（目安）」を参照してください。奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

#### (4) 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

#### (5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

#### (6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学金は貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えをもたないようにしてください。

#### (7) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。また、請求に応じない場合は、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学金の貸与を希望しても、奨学金を申し込むことはできません。

## (イ) 人的保証制度

### (1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、予め、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾をもらってください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をとのえた「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、奨学生としての採用が取り消されますので、注意してください。

(参考)「返還誓約書」の提出の説明は47ページ **3**

### (2) 連帯保証人・保証人の役割

#### 連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

#### 保証人

あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。返還すべき金額が請求額の2分の1であることを主張できます（「分別の利益」）。また、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※本機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

### (3) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の（4）の書類を提出してもらう必要があります。

(注)「返還誓約書」提出時以外にも、奨学金の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

### (4) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された「印鑑登録証明書」（コピー不可） （奨学金申込日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類（コピー可）	○	×	(例) 源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可） 及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	21ページの「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

○：全員提出が必要。 △：選任した方によっては提出が必要な場合がある。 ×：提出は不要。

(注) 必要書類は、マイナンバー記載のないものを提出してください。

### (5) 連帯保証人・保証人の選任条件

#### ①連帯保証人の選任条件【原則、父母】

次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
(1)	あなたが未成年者の場合は、あなたの親権者がいない場合は未成年後見人。	
(2)	あなたが成年者の場合は、あなたの父母。父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の方。	※例外として、4親等以内の親族でない方を選任できる場合があります。詳しくは21ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
(3)	あなたの配偶者・婚約者でない方。	
(4)	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない方。	
(5)	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の方。	

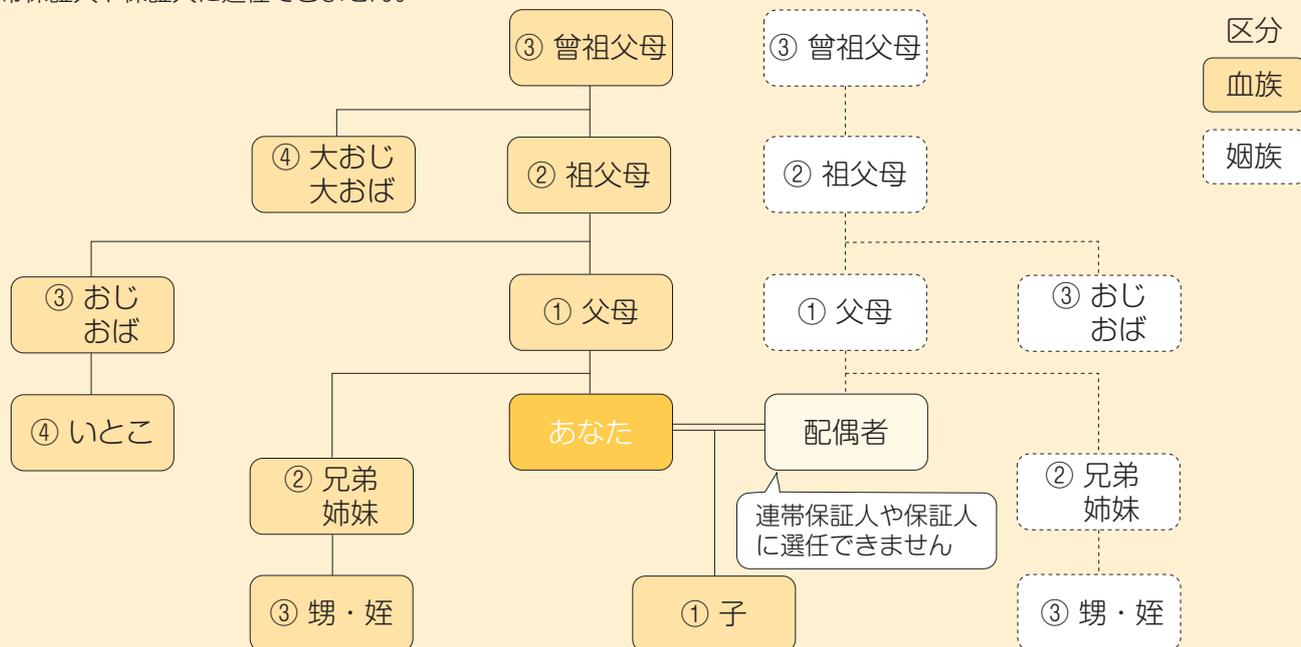
## ②保証人の選任条件【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】

次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
(1)	あなた及び配偶者の父母以外の方。	※例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ「 <a href="#">連帯保証人・保証人の選任条件の例外</a> 」を参照してください。 ・離婚により親権を失った父母 ・養子縁組により親権を失ったあなたの実父母 ・配偶者の父母
(2)	あなた及び連帯保証人と別生計の方。	
(3)	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。	
(4)	4親等以内の親族。	※例外として、4親等以内の親族でない方を選任できる場合があります。詳しくは本ページ「 <a href="#">連帯保証人・保証人の選任条件の例外</a> 」を参照してください。
(5)	スカラネットに入力する誓約日時点(2019年4月以降)で65歳未満の方。	※例外として、スカラネットに入力する誓約日時点(2019年4月以降)で「65歳以上」の方を選任できる場合があります。詳しくは本ページ「 <a href="#">連帯保証人・保証人の選任条件の例外</a> 」を参照してください。
(6)	未成年者・学生・債務整理中(破産等)でない方。	※スカラネットに入力する誓約日時点(2019年4月以降)で成年(20歳)に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の方であれば選任できます。
(7)	あなたが貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の方。	

### 【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



### 連帯保証人・保証人の選任条件の例外

20～21ページ(5)の表中の備考のとおり、例外として、以下の(1)～(6)に該当する方については、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる方(22ページ参照)であれば選任できます。

- (1) 4親等以内の親族でない方を連帯保証人に選任する場合 ※あなたが成年者の場合のみ
- (2) 離婚して親権を失った父母を保証人に選任する場合
- (3) 養子縁組により親権を失ったあなたの実父母を保証人に選任する場合
- (4) 配偶者の父母を保証人に選任する場合
- (5) 4親等以内の親族でない方を保証人に選任する場合
- (6) スカラネットに入力する誓約日時点(2019年4月以降)で「65歳以上」の方を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす方であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その方の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください（「返還保証書」は学校より受け取ってください）。

### 【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	条件	資産等に関する証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 $\geq$ 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
	給与所得者以外：年間所得金額 $\geq$ 220万円	所得証明書、確定申告書の控等（注2）
B	預貯金残高 $\geq$ 貸与予定総額	預貯金残高証明書（注3）
C	固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額	固定資産評価証明書（注3）

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。

（注3）奨学金申込日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	(預貯金残高 $\div$ 16年) + 年間収入 $\geq$ 320万円（注4）
A+C	(固定資産の評価額 $\div$ 16年) + 年間収入 $\geq$ 320万円（注4）
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額
A+B+C	(預貯金残高 + 固定資産の評価額) $\div$ 16年 + 年間収入 $\geq$ 320万円（注4）

（注4）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち給与収入以外の所得もある方については、年間所得金額（年間所得 $\geq$ 220万円）により判断してください。

### 【連帯保証人及び保証人の選任について よくある質問】

Q1 : 配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。

A1 : 本人が成年者の場合は配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（21ページ「[②保証人の選任条件](#)」(3)より、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません）。

Q2 : 離婚して親権を失った父（母）親を保証人に選任することはできますか。

Q3 : 養子縁組により親権を失った実父（実母）を保証人に選任することはできますか。

Q4 : 配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。

A2～4 : 次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。あなた及び連帯保証人と別生計の方であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる方であることが条件です。

※スカラネット入力時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（4親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力する必要があります。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（21ページ「[連帯保証人・保証人の選任条件の例外](#)」参照）。

Q5 : 2019年3月に成人（20歳）となる兄（姉）を保証人に選任することができますか。

A5 : スカラネットに入力する誓約日時点（2019年4月以降）で成人（20歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。

- ・学生でない方（学生である方を保証人に選任できません）
- ・本人及び連帯保証人と別生計の方
- ・債務整理中でない方

※スカラネットで保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問に「はい」を選択してください。

※兄弟姉妹は2親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

## 参考1 機関保証制度の保証料（目安）

以下のホームページ（<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/hosho/kikan/hoshoryo.html>）も併せてご覧ください。



### (1) 第一種奨学金

学校区分	月額区分	設置者	通学形態	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
短期大学 専修学校 専門課程 (2年制)	最高月額 以外の 月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000	24	480,000	108	469
				30,000		720,000	108	703
		国・公立 私立	自宅外 自宅・自宅外	40,000		960,000	120	1,032
				50,000		1,200,000	144	1,517
	最高月額	国・公立	自宅	45,000		1,080,000	144	1,365
				51,000		1,224,000	144	1,547
		私立	自宅	53,000		1,272,000	144	1,608
				60,000		1,440,000	156	1,952
短期大学 専修学校 専門課程 (3年制)	最高月額 以外の 月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000	36	720,000	108	462
				30,000		1,080,000	144	896
		国・公立 私立	自宅外 自宅・自宅外	40,000		1,440,000	156	1,282
				50,000		1,800,000	156	1,602
	最高月額	国・公立	自宅	45,000		1,620,000	156	1,442
				51,000		1,836,000	168	1,743
		私立	自宅	53,000		1,908,000	156	1,698
				60,000		2,160,000	168	2,050
大 学	最高月額 以外の 月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000	48	960,000	120	500
				30,000		1,440,000	156	947
		国・公立 私立	自宅外 自宅・自宅外	40,000		1,920,000	156	1,262
				50,000		2,400,000	180	1,786
	最高月額	国・公立	自宅	45,000		2,160,000	168	1,515
				51,000		2,448,000	180	1,821
		私立	自宅	54,000		2,592,000	180	1,928
				64,000		3,072,000	216	2,666

	貸与額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料額(円)
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,024
	200,000		200,000	72	3,934
	300,000		300,000	84	6,813
	400,000		400,000	120	12,592
	500,000		500,000	120	15,740

## (2) 第二種奨学金

区分	貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)
短期大学 専修学校専門課程 (2年制)	20,000	24	480,000	108	554
	30,000		720,000	108	831
	40,000		960,000	120	1,219
	50,000		1,200,000	144	1,794
	60,000		1,440,000	156	2,310
	70,000		1,680,000	168	2,874
	80,000		1,920,000	156	3,080
	90,000		2,160,000	168	3,696
	100,000		2,400,000	180	4,360
	110,000		2,640,000	180	4,796
120,000	2,880,000	192	5,529		
短期大学 専修学校専門課程 (3年制)	20,000	36	720,000	108	546
	30,000		1,080,000	144	1,060
	40,000		1,440,000	156	1,516
	50,000		1,800,000	156	1,896
	60,000		2,160,000	168	2,427
	70,000		2,520,000	168	2,832
	80,000		2,880,000	192	3,631
	90,000		3,240,000	228	4,721
	100,000		3,600,000	240	5,473
	110,000		3,960,000	240	6,020
120,000	4,320,000	240	6,567		
大 学	20,000	48	960,000	120	591
	30,000		1,440,000	156	1,120
	40,000		1,920,000	156	1,494
	50,000		2,400,000	180	2,115
	60,000		2,880,000	192	2,682
	70,000		3,360,000	228	3,616
	80,000		3,840,000	240	4,312
	90,000		4,320,000	240	4,851
	100,000		4,800,000	240	5,390
	110,000		5,280,000	240	5,929
	120,000		5,760,000	240	6,468
	140,000		6,720,000	240	7,553
	160,000		72	10,080,000	240
			11,520,000	240	8,376

(注) 大学(学部)の貸与月額14万円及び16万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額12万円に2万円(薬、獣医学課程)又は4万円(医、歯学課程)の増額貸与を希望する場合に限ります。

## (3) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）

区分	貸与月額(円)	増額貸与額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)	増額分の保証料額(円)
短期大学 専修学校 専門課程 (2年制)	20,000	300,000	24	780,000	108	554	8,322
	30,000			1,020,000	132	997	9,972
	40,000			1,260,000	144	1,436	10,773
	50,000			1,500,000	156	1,926	11,559
	60,000			1,740,000	156	2,311	11,559
	70,000			1,980,000	168	2,877	12,330
	80,000			2,220,000	168	3,288	12,330
	90,000			2,460,000	180	3,926	13,089
	100,000			2,700,000	180	4,362	13,086
	110,000			2,940,000	204	5,339	14,562
	120,000			3,180,000	216	6,112	15,282
短期大学 専修学校 専門課程 (3年制)	20,000	300,000	36	1,020,000	132	654	9,822
	30,000			1,380,000	144	1,061	10,611
	40,000			1,740,000	156	1,518	11,385
	50,000			2,100,000	180	2,148	12,891
	60,000			2,460,000	180	2,578	12,891
	70,000			2,820,000	192	3,178	13,623
	80,000			3,180,000	216	4,013	15,051
	90,000			3,540,000	240	4,928	16,428
	100,000			3,900,000	240	5,475	16,425
	110,000			4,260,000	240	6,022	16,425
	120,000			4,620,000	240	6,570	16,425
大 学	20,000	300,000	48	1,260,000	144	696	10,449
	30,000			1,740,000	156	1,121	11,211
	40,000			2,220,000	168	1,594	11,961
	50,000			2,700,000	180	2,116	12,696
	60,000			3,180,000	216	2,964	14,823
	70,000			3,660,000	240	3,775	16,179
	80,000			4,140,000	240	4,313	16,176
	90,000			4,620,000	240	4,852	16,176
	100,000			5,100,000	240	5,392	16,176
	110,000			5,580,000	240	5,931	16,176
	120,000			6,060,000	240	6,470	16,176
	140,000			7,020,000	240	7,554	16,188
	160,000			10,380,000	72	7,324	15,696
		11,820,000	240	8,376	15,705		

(注1) 大学(学部)の貸与月額14万円及び16万円については、24ページ「(2) 第二種奨学金」(注)をご覧ください。

(注2) 表中では、「入学時特別増額貸与奨学金」を「増額」と表記しています。

## (特記事項)

- 保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なります。  
※23～25ページの保証料額は、平成30年度に新たに奨学生として採用された方の例であり、目安です。
- あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。
- 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されるときに1回払いとなります。

## 参考2 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

### (保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

### (保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

### (奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

### (保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

### (保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

### (保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

### (届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

### (調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

### (保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

### (求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

### (求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

- (1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
- (2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
- (3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

- (1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
- (2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長の必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

### (求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

### (返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

### (返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

### (業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

### (公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

### (管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

### (個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

### (代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人情報情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本約款は平成31年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

## I. 申込手順

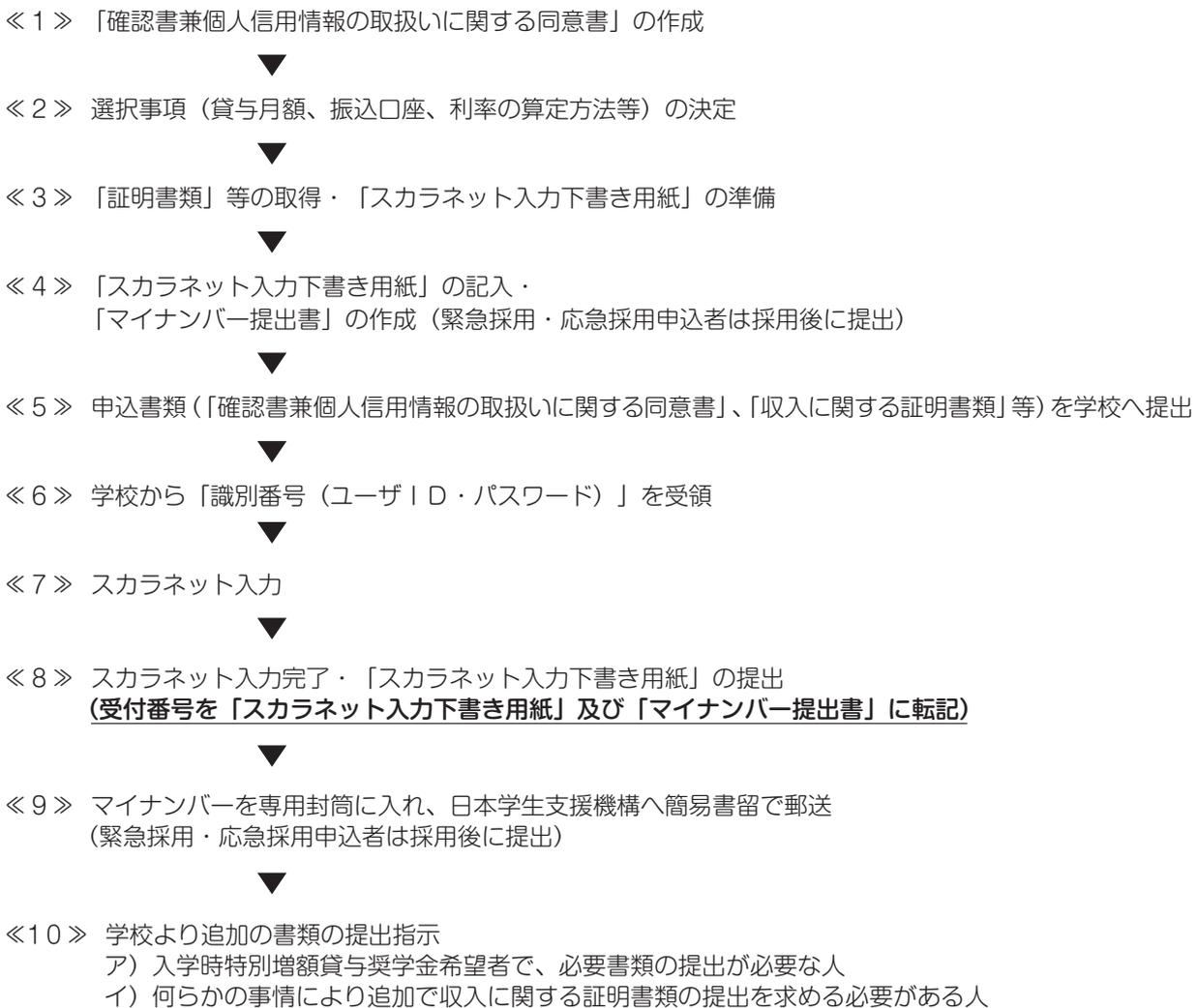
奨学金の申込みは、貸与を希望する学生が、①必要な書類を学校へ提出すること、②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし必要事項を入力すること、及び③マイナンバーを機構に直接提出すること（緊急採用・応急採用申込者は採用決定後に提出）が必要です。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

申込書類を学校に提出しないと、スカラネット入力を行うことができません。以下のことをよく読んで、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

### 1 申込の流れ

申込みの手順は次のとおりですが、別途学校から指示があった場合はそれに従ってください。

以下「1」～「10」は、「**2** 申込手順（28～30ページ）」の「1」～「10」に対応しています。



## 2 申込手順 ( 1 申込の流れ<<1>>~<<10>>の詳細)

### <<1>> 「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」の作成

別紙「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」(以下「確認書兼同意書」という)の記載内容(個人情報取扱いに関する同意条項を含む)をよく読み、内容を確認のうえ、本人及び親権者又は未成年後見人(本人未成年の場合)が記入・自署・押印をして提出してください(「確認書兼同意書」の記入例を参照してください)。



**重要**

- ・「確認書兼同意書」の本人住所は、現住所を記入してください。
  - ・同一筆跡、同一印鑑、スタンプ印は不可です。
  - ・氏名は本名を記入してください。
  - ・本人が未成年の場合、必ず親権者(又は未成年後見人)全員の自署・押印が必要です。
  - ・本人が未成年で、施設在籍者又は里親による養育を受けている等の理由により、親権者の自署・押印が得られない場合は、在学している学校に相談し、署名・押印及び必要な書類について指示に従ってください。
- (参考) 個人情報情報機関の説明は16ページ **9**

### <<2>> 選択事項の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要になります。あらかじめ本冊子の説明をよく読んで、決めておいてください。

#### ★決めておく主な項目

- |                                |                                |
|--------------------------------|--------------------------------|
| ①奨学金の申込内容(下記「●奨学金申込情報」参照)      | ④利率の算定方法(12~13ページ <b>6</b> 参照) |
| ②奨学金の貸与月額(6~7ページ <b>2</b> 参照)  | ⑤保証制度(18~22ページ <b>10</b> 参照)   |
| ③奨学金振込口座(11ページ <b>4</b> (1)参照) | ⑥返還方式(14~15ページ <b>8</b> 参照)    |

#### ●奨学金申込情報

スカラネット C-奨学金申込情報の表示	解説
(1) 第一種奨学金のみ希望します。	<b>第1希望：第一種</b> 第一種奨学金が不採用となっても第二種奨学金は希望しない。
(2) 第一種奨学金を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します。	<b>第1希望：第一種 第2希望：第二種</b> 第一種奨学金が不採用となった場合は、第二種奨学金を希望する。
(3) 第二種奨学金のみ希望します。	<b>第1希望：第二種</b> 第一種奨学金の基準に該当しない。又は第一種奨学金を希望しない。
(4) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。	<b>第1希望：第一種と第二種(併用)</b> 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、奨学金を希望しない(どちらか一方のみの貸与は希望しない)。
(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金のみ希望します。	<b>第1希望：第一種と第二種(併用) 第2希望：第一種</b> 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望する(第二種奨学金のみの貸与は希望しない)。
(6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金不採用の場合、第二種奨学金を希望します。	<b>第1希望：第一種と第二種(併用) 第2希望：第一種 第3希望：第二種</b> 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望するが、不採用の場合は、第二種奨学金を希望する。
(7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。	<b>第1希望：第一種と第二種(併用) 第2希望：第二種</b> 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学金を希望する(第一種奨学金のみの貸与は希望しない)。
(8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、第一種奨学金への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学金から、第一種奨学金への変更を希望する。 ※第二種奨学金の奨学生番号の入力が必須。
(9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金から、第二種奨学金への変更を希望する。 ※第一種奨学金の奨学生番号の入力が必須。
(10) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金に加えて、第二種奨学金の貸与を希望する。 ※第一種奨学金の奨学生番号を入力。
(11) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学金に加えて、第一種奨学金の貸与を希望する。 ※第二種奨学金の奨学生番号を入力。

## チェック!

- 奨学金申込情報の表で(5)~(7)を希望する人は、併用貸与が不採用になった場合を想定して第2希望の貸与奨学金の月額を選択してください。なお、採用後、貸与月額を減額することができます。
- ・予約採用者が(8)又は(9)を希望する場合は、以下の手続きとなります。
  - ①予約採用の奨学生番号が決定している場合  
スカラネット入力においては(8)又は(9)を選択し、貸与中の奨学金の奨学生番号を入力してください。
  - ②予約採用の奨学生番号が決定していない場合  
スカラネット入力においては(1)又は(3)を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者に申し出てください。
- ・予約採用者が(10)又は(11)を希望する場合は、スカラネット入力においては(10)又は(11)を選択してください。予約採用者で奨学生番号が未決定の場合、奨学生番号の入力は不要です。
- ・(8)~(11)を希望し、不採用となった場合でも、それにより貸与中の奨学金が打ち切られることはありません。
- ・緊急採用・応急採用を申し込む場合は、(1)(3)(4)(10)(11)の中から希望するものを1つ選んでください。

### 《3》 「証明書類」等の取得・「スカラネット入力下書き用紙」の準備

以下の書類を取得してください。書類によっては時間のかかるものもありますので、速やかに準備を始めてください。

#### ★取得する書類

- ①（全員）「マイナンバー提出書」に添付する確認書類（「マイナンバー提出書」のセット参照）
- ②（該当者のみ）「収入に関する証明書類」⇒32~40ページ参照
- ③（該当者のみ）「特別控除に関する証明書類」⇒41ページ参照
- ④（全員）奨学生本人の奨学金振込口座として利用する口座通帳等のコピー  
⇒「スカラネット入力下書き用紙」15ページ参照
- ⑤（機関保証の場合）本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等  
⇒18ページ 10 (ア)(1)、「スカラネット入力下書き用紙」10ページ「3.本人以外の連絡先について」参照
- ⑥（人的保証の場合）市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」
- ⑦（人的保証の場合）連帯保証人の「収入に関する証明書類」
- ⑧（人的保証の場合）市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」
- ⑨（人的保証の場合で例外に該当する方を選任する場合）選任する方の「資産等に関する証明書類」  
⇒⑥~⑨については20ページ 10 (イ)(4)参照

※スカラネット申込み後、すぐにマイナンバーを郵送できるように「マイナンバー提出書」のセット（青色の封筒）を確認のうえ、「マイナンバー提出書」と必要な添付書類（確認書類）の準備をしてください。

### 《4》 「スカラネット入力下書き用紙」の記入・「マイナンバー提出書」の作成

《3》で取得した書類を参照しながら、「スカラネット入力下書き用紙」に必要事項を記入してください。  
(注)「マイナンバー提出書」の人物とスカラネットから入力した人物は必ず一致する必要があります。

#### 《5》 申込書類を学校へ提出

定められた期限までに、以下①～⑤の書類を学校へ提出します。提出前に書類がととのっているかチェックしてください。

#### ★奨学金申込時に提出する書類

- ① 確認書兼同意書
- ② スカラネット入力下書き用紙
- ③ (該当者のみ) 収入に関する証明書類
- ④ (該当者のみ) 特別控除に関する証明書類
- ⑤ その他学校が指定する書類

提出された書類は返却しません。特に、後日原本が必要となるものは必ずコピーをとっておいてください。

(注) ③の書類については、マイナンバーが記載された書類を学校へ提出しないでください。

※マイナンバーの提出については《9》を参照してください。

#### 《6》 学校から「識別番号(ユーザID・パスワード)」を受領

学校が提出書類を審査のうえ、スカラネットによる申込み(インターネット入力)に必要な「識別番号(ユーザID・パスワード)」を交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

#### 《7》 スカラネット入力

学校が定めた期限までに、スカラネットによって申込みを行います。申込みは、「スカラネット入力下書き用紙」を参照し、奨学金の貸与を受けるあなた自身が行ってください。

スカラネットによる申込手順は、42～45ページを参照してください。

(注) スカラネット申込時には、「マイナンバー提出書」に印字されたID・パスワードの入力も必要になります。スカラネット入力終了まで「マイナンバー提出書」を手元に置いておくようにしてください。

#### 《8》 スカラネット入力完了・「スカラネット入力下書き用紙」の提出

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」及び「マイナンバー提出書」に転記し、再度、「スカラネット入力下書き用紙」を学校へ提出してください。

#### 《9》 マイナンバーを専用封筒に入れ、日本学生支援機構へ簡易書留で郵送



緊急採用・応急採用を申し込む人を除き、あなたと家計支持者のマイナンバーを提出してください。

「マイナンバー提出書」にスカラネット入力完了後に表示される受付番号を記入後、確認書類を添付のうえ、専用の提出用封筒(緑色)を使用して、学校経由ではなく、申込者本人が直接日本学生支援機構に郵送(簡易書留)してください。詳細は「マイナンバー提出書」のセット(青色の封筒)にて確認してください。

(注) 提出が遅れると、採用月が大幅に遅れる可能性がありますのでご注意ください。

#### 《10》 学校より追加の書類の提出指示(下記に該当する人)

ア) 入学時特別増額貸与奨学金希望者で、追加で書類の提出が必要な人は、学校より提出の指示があります。31ページ

「**3** 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ」を参考に必要書類をととのえてください。

イ) マイナンバーを提出しても自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、所得証明書等の提出が必要になることがあります。詳しくは34～36ページ(収入に関する証明書類の提出一覧)を参照してください。

### 3 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ

8ページ **2** (2)②で紹介した入学時特別増額貸与奨学金について説明します。

#### 《1》 入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるための要件

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、次の(1)又は(2)のいずれかを満たす必要があります。

(1)奨学金申込時の家計基準における認定所得金額（8ページ **2** (2)家計基準参照）が0円（マイナスを含む）となる人

→学校の推薦後、初回交付時に入学時特別増額貸与奨学金も併せて振り込まれます。

(2)上記(1)以外の人で必要書類を提出した人

奨学金申込時の家計基準における認定所得金額が0円を超える人は、学校へ《2》の必要書類を提出する必要があります。認定所得金額が0円を超え、書類提出必要者であるかは学校から伝えられます。

#### 《2》 入学時特別増額貸与奨学金の書類提出必要者（認定所得金額が0円を超える人）

入学時特別増額貸与奨学金の書類提出必要と学校から連絡を受けた人は、学校が指定する期限までに、下表の必要書類（第一種奨学金はア～ウ、第二種奨学金及び併用貸与はア～エが必要）を不備なくとのえて提出してください。提出後、入学時特別増額貸与奨学金が振り込まれます。なお、学校からの連絡時期の都合上、原則として必要書類を提出できる時期は採用後になるため、**入学時特別増額貸与奨学金の振込みまでには時間を要する場合があります。**

	必要書類	説明
ア	「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて(申告)」	学校から受け取り、記入してください。
イ	日本政策金融公庫の「国の教育ローン借入申込書（お客さま控え）」のコピー	
ウ	融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー（圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください。）	公庫が定める申込みの要件を満たしたうえで、審査の結果、融資できないと判断された方に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された方、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた方、又は公庫が定める申込みの要件を満たさない方は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。
エ	「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」（第二種奨学金及び併用貸与申込者のみ必要）	学校から受け取り、記入してください。 人的保証制度を選択した人は、連帯保証人及び保証人の自署・押印（実印）と「印鑑登録証明書」の添付が必要となります。



重要

- ・入学時特別増額貸与奨学金を利用するためだけの理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込んだ場合（公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合）は、公庫において申込みを受け付けてもらえませんので、ご注意ください。
- ・公庫が定める申込みの要件は、公庫にお問い合わせください。（参考）8ページ「公庫が定める「国の教育ローン」の要件」
- ・日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できた方は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができません。

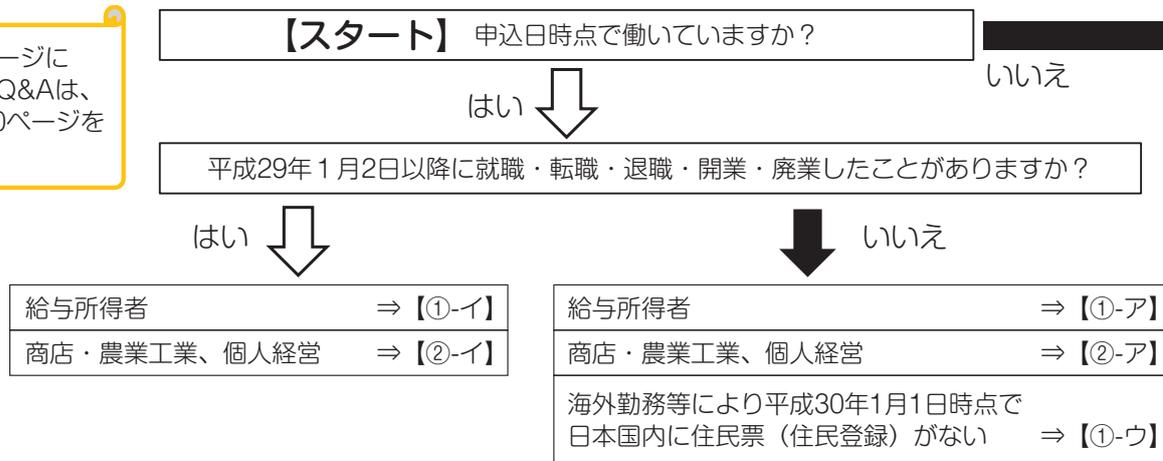
## II. 収入に関する証明書類

### 本ページ～次ページで行うこと

- ①ここでは、家計支持者(9ページ参照)のマイナンバー提出書類以外に家計状況に応じて提出が必要な収入に関する証明書類を確認します。家計支持者の氏名、続柄を次ページの【家計状況チェック表】「I.家計支持者の氏名・続柄」の欄に記入してください。
- ②下図の【家計状況フローチャート】をもとに、それぞれの家計支持者について【家計状況チェック表】「II.家計支持者の収入・状況」の「あてはまる」箇所にチェックし、申込時点における家計支持者の収入・状況を把握してください。
- ③「あてはまる」収入・状況に合う証明書類について、34～36ページの〈収入に関する証明書類の提出一覧〉を参照し、必要なものをそろえてください。

### 【家計状況フローチャート】

このページに関するQ&Aは、37～40ページを参照。



どちらに該当する場合も下表に進んでください

併せて下表の収入を受給中の場合は全て「あてはまる」にチェックしてください。

生活保護	⇒ 【④】	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	⇒ 【⑦】
傷病手当金	⇒ 【⑤】	援助金、養育費等	⇒ 【⑧】
年金(遺族年金、障害年金等)	⇒ 【⑥】	その他公的手当等	⇒ 【⑨】

※ 申込時点で受給が終了しているものは、「あてはまる」欄へのチェックは不要です。

申込日時点で「雇用保険」、「生活保護」、「傷病手当金」、「年金」、「児童手当」等を受給していますか？

はい ↓ いいえ

受給中の収入は全て「あてはまる」にチェックしてください。

雇用保険(失業手当)	⇒ 【③】
生活保護	⇒ 【④】
傷病手当金	⇒ 【⑤】
年金(遺族年金、障害年金等)	⇒ 【⑥】
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	⇒ 【⑦】
援助金、慰謝料(養育費)	⇒ 【⑧】
その他公的手当等	⇒ 【⑨】

※ 申込時点で受給が終了しているものは、「あてはまる」欄へのチェックは不要です。

現在の状況(無職)が始まったのは、平成29年1月1日以前ですか？

はい ↓ いいえ

【⑩-ア】※①～⑨のいずれにも該当しない場合です。

【⑩-イ】



重要

平成29年1月2日以降に退職・廃業しその後無職の場合は、【⑩-イ】にも「あてはまる」にチェックしてください。

※秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は、平成29年を平成30年に読み替えてください。

## 【家計状況チェック表】

### I. 家計支持者の氏名・続柄

A.主として家計を支えている人			B.その他に家計を支えている人		
氏名		続柄	氏名		続柄

- (例) 1.父母二人の場合、ABに父母の氏名を記入  
 2.父母のいずれか一方しかいない場合、Aに父又は母の氏名を記入  
 3.父母ともおらず、代わって家計を支えている人が祖父母の場合、ABに祖父母の氏名を記入

※以下aまたはbに該当する場合は、家計支持者は申込者本人となり、「II.家計支持者の収入・状況」のチェックは不要となります。なお、証明書類については「収入に関する証明書類の提出一覧」表の「社会的養護を必要とする人」aまたはb(36ページ)を参照してください。

- a: 申込者本人が児童養護施設等に在籍している場合  
 b: 申込者本人が里親に養育されている場合

### II. 家計支持者の収入・状況

申込時点の収入・状況		家計支持者	あてはまる	申込時点の収入・状況		家計支持者	あてはまる
① 給与を受けている	ア 平成29年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態 【この項目に係る証明書は不要です】	A		⑤ 傷病手当金を受給中	A		
		B			B		
	イ 平成29年1月2日以降に就職・転職等がある	A		⑥ 年金を受給中	A		
	B		B				
② 商店・農業等自営業をしている	ウ 海外勤務等により平成30年1月1日時点で日本国内に住民票(住民登録)がない	A		⑦ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中	A		
		B			B		
	ア 平成29年1月1日以前から同じ状況 【この項目に係る証明書は不要です】	A		⑧ 祖父母等から援助金や離婚後の養育費を受け取っている	A		
イ 平成29年1月2日以降に開業等がある	B		B				
③ 雇用保険基本手当(失業手当)を受給中		A		⑨ その他上記以外の公的手当等を受給中	A		
		B			B		
④ 生活保護を受給中		A		⑩ 無職	ア 平成29年1月1日以前から無職(①～⑨全てに該当しない場合のみ) 【この項目に係る証明書は不要です】	A	
		B			イ 平成29年1月2日以降に退職・廃業しその後無職	B	

※上記の「II.家計支持者の収入・状況」のあてはまる箇所にチェックし、証明書類を学校へ提出してください。

証明書類及びスカラネット入力の詳しい説明は、<収入に関する証明書の提出一覧>(34～36ページ)を、このページに関するQ&Aは、37～40ページを参照ください。

〈収入に関する証明書類の提出一覧〉

33ページの【家計状況チェック表】の収入・状況に「あてはまる」場合の必要な証明書類とスカラネット入力（下書き用紙11～12ページ）に関する説明をまとめてあります。表の最後に記載している注意事項もよく読んでください。

- 複数の収入・状況に「あてはまる」人は、それぞれ該当する証明書類を提出してください。  
 (例) ①-イ及び⑦に「あてはまる」→下表の①-イ及び⑦を参照してそれぞれの証明書類を提出
- 収入に関する証明書類の他にマイナンバーの提出も必要です。
- 収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てします。
- (注1)～(注3)は、36ページに記載していますので、併せてご覧ください。
- この奨学金案内は和暦を使用していますが、スカラネット入力画面では西暦で表示されます。  
 平成29年(和暦)は2017年(西暦)と適宜読み替えてください。

収入状態		必要書類	スカラネット入力 (「あなたの家族情報」)説明
① 給与を受けている ※(注1)参照	ア 平成29年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態	<b>【この項目に係る証明書類は不要です】</b> ※マイナンバーを提出しても、自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、 <b>所得証明書類等の提出が必要になることがあります。</b>	「1.給与所得」の欄にチェックをつけたうえで、「2017年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営)」のラジオボタンを選択します(マイナンバーから収入情報を連携するため、収入金額の入力は不要です)。
	イ 平成29年1月2日以降に就職・転職等がある	<b>年収見込証明書(新勤務先発行)</b> 又は <b>新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー(新勤務先発行)</b> ※所得証明書類等は受付できません。 ※旧勤務先の証明書類は必要ありません。 ※給与明細を提出した場合は、給与明細平均月収を算出(非課税の交通費を除く)し、年収見込額の計算式(平均月収×15)を余白に記入してください。なお、賞与が出ないことが明らかかな場合は年収見込額の計算式は(平均月収×12)となります。	
	ウ 海外勤務等により平成30年1月1日時点で日本国内に住民票(住民登録)がない	<b>会社の給与支払証明書(一年分)又は年収証明書</b> ※勤務先から証明を受けてください。(様式自由) ※証明書類の余白に「海外在住」と記入してください。 ※控除前の総支給額を使用してください。 ※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時のレートで円換算した計算式を余白や別紙に記入してください。 ※家計支持者が海外勤務等のため、マイナンバーを提出できない場合の取扱いは、マイナンバー提出書類のセットに同封された「【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法」2ページを参照してください。	「1.給与所得」の欄にチェックをつけ、「2017年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」のラジオボタンを選択し、年額を給与所得者の[給与支払金額合計]に万円単位で入力します。
② 商店・農業等自営業をしている ※(注1)参照	ア 平成29年1月1日以前から同じ状況	<b>【この項目に係る証明書類は不要です】</b> ※マイナンバーを提出しても、自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、 <b>所得証明書類等の提出が必要になることがあります。</b>	「2.商店・農業工業、個人経営」の欄にチェックをつけ、「2017年1月1日以前から同じ勤務先(同じ業務形態で事業経営)」のラジオボタンを選択します(マイナンバーから収入情報を連携するため、収入金額の入力は不要です)。
	イ 平成29年1月2日以降に開業等がある	<b>直近3か月以上の帳簿等のコピー</b> ※収入(売上)金額から必要経費を差し引いて所得金額の年額を推算します。 計算式(平均月額×12)を余白に記入してください。	「2.商店・農業工業、個人経営」の欄にチェックをつけ、「2017年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」のラジオボタンを選択し、所得金額の年額を給与所得以外(商店・農業工業、個人経営)の[所得金額合計]に万円単位で入力します。

※秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は、平成29年を平成30年に読み替えてください。

収入状態		必要書類	スカラネット入力 （「あなたの家族情報」）説明
③ 雇用保険基本手当（失業手当） を受給中		<b>雇用保険受給資格者証のコピー</b> （ハローワークより発行） ※受給額は〔基本手当日額×所定給付日数－平成30年12月以前の受給額〕で計上します。計算式を余白に記入してください。	「3.失業手当」の欄にチェックをつけ、受給額を万円単位で入力します。
④ 生活保護を受給中		<b>生活保護決定（変更）通知書のコピー</b> （住所地の市区町村福祉事務所より発行） ※生活保護受給証明書（金額の記載のないもの）は不可です。必ず直近の保護受給額が記載された証明書を提出してください。 ※推算した年額の計算式（月額×12）を余白に記入してください。（注2）	「4.生活保護費」の欄にチェックをつけ、年額を万円単位で入力します。
⑤ 傷病手当金を受給中		<b>傷病手当金通知書のコピー</b> （全国健康保険協会等より発行） ※年額の計算式（支給金額÷支給日数×365日）を余白に記入してください。	「5.傷病手当金」の欄にチェックをつけ、年額を万円単位で入力します。
⑥ 年金を受給中		<b>年金振込通知書のコピー</b> 又は <b>年金額改定通知書のコピー</b> （日本年金機構等より交付） 年額の計算式（月額×12）を余白に記入してください。	「6.年金」の欄にチェックをつけ、年額を万円単位で入力します。
⑦ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中		<b>受給金額が記載された通知書のコピー</b> （役場等より発行） ※年額の計算式（月額×12）を余白に記入してください。	「7.児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当」の欄にチェックをつけ、年額を万円単位で入力します。
⑧ 祖父母等からの援助金や離婚後の養育費等を受け取っている		<b>援助の年額の証明</b> （様式自由：援助者が作成し、署名・押印）	「8.祖父母等からの援助や養育費等」の欄にチェックをつけ、年額を万円単位で入力します。
⑨ その他上記以外の公的手当等を受給中		<b>受給金額が記載された通知書のコピー</b> （役場等より発行） ※年額の計算式（月額×12）を余白に記入してください。	「9.その他」の欄にチェックをつけ、年額を万円単位で入力します。
⑩ 無職	ア 平成29年1月1日以前から無職  ※①～⑨全てに該当しない場合のみ対象です。	<b>【この項目に係る証明書は不要です】</b> ※マイナンバーを提出しても、自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、 <b>所得証明書等の提出が必要になります。</b>	「10.2017年1月1日以前から無職」の欄にチェックを付けます。 ※①～⑨の収入が存在する場合は、「無職」の欄にチェックを付けることができません。
	イ 平成29年1月2日以降に退職・廃業しその後無職 ※（注1）参照	<b>離職票のコピー</b> （ハローワークより発行） 又は <b>退職証明書</b> （退職した勤務先より発行） 又は <b>廃業届受理証明のコピー</b> （役場等より発行） 又は <b>破産手続開始決定通知コピー</b> （裁判所より発行）	「1.給与所得」（または「2.商店・農業工業、個人経営」）の欄にチェックをつけ、「2017年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」のラジオボタンを選択し、給与所得者の〔給与支払金額合計〕（または給与所得以外（商店・農業工業、個人経営）の〔所得金額合計〕）に「0」と入力します。

収入状態		必要書類	スカラネット入力 （「あなたの家族情報」）説明
社会的養護を必要とする人	a 申込者本人が施設 在籍者	<b>施設在籍証明書</b> （施設長より発行）	「あなたは社会的養護を必要とする人ですか」の設問に「はい」と回答し、該当の施設（または里親に養育されている（いた旨）の情報を選択します（認定所得金額は「0円」として扱われます）。※所得項目の入力欄は全て非活性となります。※（注3）参照
	b 里親による養育を 受けている	<b>児童（里親）委託証明書</b> （児童相談所より発行）	

（注1）複数の勤務先または複数の事業経営がある場合、平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業等が存在するか否かで該当する収入状態が異なります。

① **全ての勤務先または事業経営において平成29年1月2日以降の就職・転職・退職・開業・廃業等なし**

⇒ 「① - ア（または② - ア）.平成29年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態（または同じ業務形態）」に該当  
スカラネット入力については34ページ参照

② **全ての勤務先または事業経営において平成29年1月2日以降に退職・廃業**

⇒ 「⑩ - イ.平成29年1月2日以降に退職・廃業しその後無職」に該当  
必要書類及びスカラネット入力については35ページ参照

③ **複数の勤務先があり、いずれかの勤務先または事業経営について就職・転職・退職・開業・廃業等が存在**

例1：平成29年1月2日以降に勤務先が1つから2つに増えた

例2：平成29年1月2日以降に勤務先が2つから1つに減った

例3：給与を受けている勤務先は平成29年1月1日以前から変動はないが平成29年1月2日以降に自営業である農業を廃業した

⇒ 「① - イ（または② - イ）.平成29年1月2日以降に就職・転職等（または開業等）がある」に該当

※ **③に該当する場合、平成29年1月1日以前から変動のないものについても**、34ページの① - イ（または34ページの② - イ）を参照して必要書類を用意して年収を推算してください。なお、転職・廃業のあった勤務先・雇用形態にかかる収入・所得については、年収に含めません。スカラネットの「給与支払金額合計」に全勤務先の年収を入力し、「所得金額合計」に全事業経営の年収を入力する必要があります。

（注2）「生活保護決定（変更）通知」等の宛名になっていない人は、他に収入が一切なければ、自分の氏名が記載された「生活保護受給証明書」を提出してください。

（例）父：「生活保護決定（変更）通知」 母：「生活保護受給証明書」（母の氏名が記載）

（注3）本人が未成年で、施設在籍者又は里親による養育を受けている等の理由により、親権者の自署・押印が得られない場合（本ページ参照）は、追加で書類の提出が必要な場合があります。在学している学校に相談し、必要な書類について指示に従ってください。

## <収入に関する証明書類 フローチャート(32ページ)のQ&A>

平成29年は2017年、  
平成30年は2018年と  
適宜読み替えてください。



重要

- ・証明書類の詳しい説明は、<収入に関する証明書の提出一覧> (34～36ページ) を参照ください。
- ・「スカラネット入力下書き用紙」の **11** ～ **12** ページに対応しています。

### ○収入に関する証明書について

Q1 家計支持者のマイナンバーを提出すると、その他の収入に関する証明書の提出は必要ありませんか。

A1 マイナンバーで取得できる収入に関する情報は、平成29年1月1日から平成29年12月31日まで（一昨年）の、給与及び自営業等による年間収入金額となります。  
よって、平成29年1月2日以降に勤務先・雇用形態に変更があった場合は、現在の収入状況を証明し、入力する必要があるため、マイナンバーのほかに、【家計状況チェック表(33ページ)】の「あてはまる」に該当する<収入に関する証明書の提出一覧>の証明書を取得し、学校へ提出する必要があります。

なお、平成29年以降に勤務先・雇用形態に変更があるなしに関わらず、雇用保険・生活保護・年金・傷病手当金・児童手当等・その他各種手当・援助金などの収入が、申込時点である場合、フローチャートに従い、別途「収入に関する証明書類」を学校へ提出することが必要となります。

(提出書類については34～36ページ<収入に関する証明書の提出一覧>参照)

### ○申込時点で働いている場合

Q2 平成29年1月1日から現在の勤務先に変更がない国内勤務の場合について申込み方法を教えてください。

A2 **フローチャート①-ア**もしくは**②-ア**に当てはまります。  
平成29年1月1日から平成29年12月31日までの年間収入金額を、現在の年間収入金額として、マイナンバーから情報を取得することができます。  
スカラネット下書き用紙には、「1」もしくは「2」にチェックしてください。

Q3 平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業がある場合について申込み方法を教えてください。

A3 **【給与を受けている場合】** フローチャート①-イに当てはまります。  
年収見込証明書又は直近の給与明細3ヶ月分を用意し、学校へ提出してください。  
スカラネット下書き用紙には、「1」にチェックし、「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している」を選択し、給与所得者の[給与支払金額合計]に年額を記入してください。

**【商店・農業等自営業の場合】** フローチャート②-イに当てはまります。

直近3ヶ月の帳簿のコピーを学校へ提出してください。

スカラネット下書き用紙には、「2」にチェックし、「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している」を選択し、給与所得者以外の[所得金額合計]に年額を記入してください。

※これらの場合も、家計支持者のマイナンバーの提出は必要です。収入証明書類を提出したことによりマイナンバーの提出が不要になるということではありません。

※秋以降に募集があり、奨学金を申し込む場合は、平成29年を平成30年に読み替えてください。

Q 4	海外勤務等により日本国内に住民票（住民登録）がない場合について申込み方法を教えてください。
A 4	<p><b>フローチャート①-ウ</b>に当てはまります。</p> <p>海外勤務等により平成30年1月1日時点で日本国内に住民票（住民登録）がない場合、マイナンバーで平成29年の年間収入金額を取得することができません。</p> <p>申込時点の会社の給与支払証明書または年収証明書を勤務先から取得し学校へ提出してください。日本語以外で記載されていた場合、簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を記入してください。</p> <p>スカラネット下書き用紙には、「1」にチェックし、「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している」を便宜上選択し、給与所得者の[給与支払金額合計]に年額を記入してください。</p>
Q 5	平成29年1月2日以降に退職しました。雇用保険（失業手当）を受給し、その後就職（開業）し、申込日現在まで勤務しています。
A 5	<p>雇用保険（失業手当）については、現在就職し、受給が終了しているため、証明書の提出・金額の入力の必要はありません。現在の勤務先についてのみ証明書を提出し、入力してください。</p> <p><b>【給与を受けている場合】フローチャート①-イ</b>に当てはまります。</p> <p>年収見込証明書又は直近の給与明細3ヶ月分を用意し、学校へ提出してください。</p> <p>スカラネット下書き用紙には、「1」にチェックし、「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している」を選択し、給与所得者の[給与支払金額合計]に年額を記入してください。</p> <p><b>【商店・農業等自営業の場合】フローチャート②-イ</b>に当てはまります。</p> <p>直近3ヶ月の帳簿のコピーを学校へ提出してください。</p> <p>スカラネット下書き用紙には、「2」にチェックし、「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している」を選択し、給与所得者以外の[所得金額合計]に年額を記入してください。</p>

### ○申込時点で働いている + 手当等や援助金を受給している場合

Q 6	平成29年1月1日以前から国内の同じ勤務先で働いていますが、児童手当も受給しています。
A 6	<p><b>フローチャート①-ア</b>及び⑦に当てはまります。</p> <p>勤務先については、平成29年1月1日以前から変更がないため、マイナンバーで情報取得可能です。</p> <p>児童手当については、該当の証明書類を学校に提出する必要があります。</p> <p>月額変更・支給終了などがある場合は、申込時点で受給している金額から年額を推算してください。</p> <p>スカラネット下書き用紙には、「1」及び「7」について記入してください。</p>

### ○申込時点で無職 + 手当や援助金等を受給している場合

Q 7	平成28年12月に退職し、その後、現在まで年金（もしくは生活保護や手当等）で生計を立てています。
A 7	<p><b>フローチャート③～⑨</b>に当てはまります。</p> <p>平成29年1月1日以前に退職したが、申込時点で年金（もしくは生活保護や手当等）による収入があるため、③～⑨の中で当てはまるもの全ての証明書類を取得し、学校へ提出してください。</p> <p>スカラネット下書き用紙には、「3」～「9」の中で受給しているものについて記入してください。「10」にはチェックせずに進んでください（「10」の入力は不要です）。</p>

Q8	平成28年12月に退職し、その後、年金と児童手当で生計を立てていましたが、平成30年中に児童手当の受給が終了しました。
A8	<b>フローチャート⑥</b> に当てはまります。 平成29年1月1日以前に退職し、申込時点で年金のみを受給しているため、⑥の証明書類を取得し、学校へ提出してください。 スカラネット下書き用紙には、「6」について記入し、「10」にチェックせずに進んでください（「10」の入力は不要です）。
Q9	平成29年3月に退職（廃業）し、その後、現在まで年金（もしくは生活保護や手当等）で生計を立てています。
A9	<b>フローチャート③～⑨</b> 及び <b>⑩-イ</b> に当てはまります。 平成29年1月2日以降に退職しているため、退職（廃業）が確認できる証明書類を取得してください。 年金（もしくは生活保護や手当等）については、フローチャート③～⑨の中で「あてはまる」もの、全ての証明書類を取得してください。 スカラネット下書き用紙には、「1」もしくは「2」にチェックし「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している」を選択し、年額に「0」を記入してください。加えて「3」～「9」の中で受給中のものについて記入してください。 「10」にはチェックせずに進んでください（「10」の入力は不要です）。

### ○申込時点で無職・無収入

Q10	平成28年12月に退職（廃業）し、その後、年金（もしくは生活保護や手当等）で生計を立てていましたが、平成30年中に年金（もしくは生活保護や手当等）の受給が終了しました。
A10	<b>フローチャート⑩-ア</b> に当てはまります。 平成29年1月1日以前に退職（廃業）し、無職となり、申込時点で年金（もしくは生活保護や手当等）など、フローチャート③～⑨の中で収入として受給しているものが一切ないため、無職かつ無収入となります。この場合、マイナンバーのみの提出となります。 スカラネット下書き用紙には、「10」にチェックしてください。
Q11	平成30年3月に退職（廃業）しました。現在、年金や手当等は一切受給していません。
A11	<b>フローチャート⑩-イ</b> に当てはまります。 平成29年1月2日以降に退職し、申込時点で雇用保険・生活保護・年金・傷病手当金・児童手当等・その他各種手当・援助金など、一切受けていない場合、無職・無収入にあたります。退職（廃業）を確認できる証明書類を学校へ提出してください。 スカラネット下書き用紙には、「1」もしくは「2」にチェックし「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択し、年額に「0」を記入してください。

### ○複数の勤務先

Q12	1つの勤務先に勤めていましたが、平成29年1月2日以降、勤務先が2つ以上に増えました。
A12	<b>フローチャート①-イ</b> に当てはまります。 平成29年1月2日以降に勤務先が増えた場合、元からの勤務先に変更がなくとも、全ての勤務先の収入に関する証明書類が必要となります。 スカラネット下書き用紙には、「1」にチェックし「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を便宜上選択し、全ての勤務先での給与支払金額の年額を足し合わせた額を記入してください。 （申込時点で勤務している職場のうち、商店・農業等自営業がある場合は、「①-イ」に加えて「②-イ」についても、それぞれの該当箇所に記入してください。）

Q13 複数の勤務先に勤めていましたが、平成29年1月2日以降、複数の勤務先のうち、1つの勤務先を退職しました。

A13 フローチャート①-イに当てはまります。  
平成29年1月2日以降に複数の勤務先のうち1つを退職した場合、続けている勤務先に変更がなくとも、平成29年1月1日以前から申込時点まで勤務している、全ての勤務先の収入に関する証明書が必要となります。  
スカラネット下書き用紙には、「1」にチェックし「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を便宜上選択し、平成29年1月1日以前から続けている全ての勤務先での給与支払金額の年額を足し合わせて、合計額を記入してください。  
(申込時点で勤務している職場のうち、商店・農業等自営業がある場合は、「①-イ」に加えて「②-イ」についても、それぞれの該当箇所に記入してください。)

### ○スカラネット入力時の注意点（エラー関連）

Q14 現在無職で、年金を受給しています。スカラネット入力画面では、「6」の年金の年額を入力し、「10」の無職にチェックを入力して送信したところ、エラーが出て進めなくなりました。どこが間違っていますか。

A14 両立しない組み合わせが存在しています。  
申込時点で、雇用保険・生活保護・年金・傷病手当金・児童手当等・その他各種手当を受給していた場合、「収入がある」と考えるため、「10」のチェックをはずし以下のとおりにしてください。  
・【平成29年1月1日以前から無職の場合】  
「3」～「9」の中で受給中のものについて入力してください。  
・【平成29年1月2日以降に無職の場合】  
「3」～「9」の中で受給中のものについて入力し、加えて「1」もしくは「2」にチェック入力し「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している」を選択し、年額に「0」を入力してください。

Q15 両立しない組み合わせを教えてください。

A15 フローチャートの番号より、いくつか例を掲載します。  
・例1：「⑩-ア」と「①～⑨」  
⑩-アは①～⑨のいずれにも該当しない場合に選択できる項目です。  
申込時点で①～⑨について収入及び受給等がある場合、スカラネットでは「10」にはチェックを入力せずに、「1」～「9」について入力してください。  
平成29年1月2日以降に無職となった場合は、加えて「1」もしくは「2」にチェック入力し「平成29年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している」を選択し、年額に「0」を入力してください。  
・例2：「⑩-イ」と「①もしくは②」  
複数の勤務先から退職した結果、1つでも勤務先が残っている場合は、「①-イ」もしくは「②-イ」となります。  
・例3：「①（もしくは②）-ア」と「①（もしくは②）-イ」  
就職した結果、勤務先が二つ以上に増えた場合、「①-イ」もしくは「②-イ」となります。

Q16 実際は収入があるが、無収入と申告した場合（⑩-アに該当とした場合）、実際にある収入は情報取得されないか。

A16 ⑩-アの場合でも、マイナンバーの収入情報取得を行います。その結果、収入金額があることが判明した場合は、その収入金額情報で審査を行います。

### Ⅲ. 特別控除に関する証明書類

次の(1)～(5)に該当する場合で証明書類が提出できる場合((1)は不要)は、特別控除を受けることができます。

該当する項目があれば、「スカラネット入力下書き用紙」13ページ「J-特記情報」欄に必要事項を記入してください。

(注1) (3)～(5)についての控除額は、万円未満を切り上げて入力します。 例：14,300円→2万円

(注2) 該当事項によって書類を提出する場合があります。

**(1) あなたの家族は、母子又は父子家庭である。**

在籍する学校で面談等により認定(事実確認)を受けてください。

**(2) あなたの家族の中に障害のある人がいる。**

障害者手帳等のコピーを提出してください。

**(3) 主に家計を支えている人(父及び母又はこれに代わって家計を支える人)が単身赴任等で別居している。**

控除の対象となるのは、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費です。(上限は71万円です。)

控除の対象となる費用に係る領収書のコピーを提出してください。単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可です。

「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付が無い場合は、控除の対象となりません。

別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

上記に掲げる項目以外(引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等)は控除の対象となりません。

**(4) あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の人又は療養を必要とする人がいる。**

直近6か月分の領収書のコピーを提出してください。長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月经過していないときは、申込時点の分までの領収書のコピーを提出してください。長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可です。1年間の支出金額の計算式を添付してください。

控除の対象項目	証明書等	発行者(所)
医師又は歯科医師への診療・治療費	・経常に支出している金額を証明できるもの(領収書等)	・病院等(医師) ・看護人(派出所) ・薬局 ・介護サービス提供事業者等
病院、診療所への入院費用		
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費		
治療又は療養のための医薬品費		
病院、診療所への通院費用(必要不可欠なものに限る)		
看護人に対して支払う費用(賄い費を含む)		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

\*健康保険などによって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。

\*光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。

\*証明書は一切返却しません。後日原本が必要になるもの(医療費の領収書等)は必ずコピーを提出してください。

\*申込時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。

**(5) この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期(2年以上)にわたって支出の増加又は収入の減少がある(見込まれる)。**

被害を受けたことの証明書(罹災証明書・盗難届の証明書(届出受理番号等))と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。

長期にわたって支出の増加又は収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少等を指します。支出の増加又は収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

(注) 保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありませんので、注意してください。

## IV. スカラネットによる申込み

学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください。送信した申込内容は原則として変更できません。

### 奨学金を申し込む際、下記の10項目を必ず確認する必要があります。

これらの項目は、スカラネット（インターネット）の最初の画面で表示される**重要事項**ですので、必ず確認したうえで申込みを進めてください。

なお、下記の確認事項の内容は平成31年1月現在のものであり、実際の表示とは異なる場合があります。

### 奨学金における確認事項

- ①日本学生支援機構の**貸与奨学金**には**第一種奨学金（無利子）**と**第二種奨学金（有利子）**があり、これらは奨学生本人（自分自身）に**返還の義務**があります。また、**給付奨学金**も成績等の状況により返還が必要になることがあります。これらの**返還の義務**を果たしていない場合等は、新たに奨学金を利用できないことがあります。
- ②借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。**貸与奨学金の貸与月額**は、**月々必要となる金額**をよく考えて選ぶ必要があります。
- ③**貸与奨学金**を借りる際は、「**機関保証制度**」か「**人的保証制度**」のいずれかを選ぶ必要があります。ただし、**所得連動返還方式を希望する場合は、「機関保証制度」**を選ぶ必要があります。また、**海外留学奨学金**は、「**機関保証制度**」と「**人的保証制度**」の両方を選ぶ必要があります。「機関保証制度」の場合は、一定の保証料を支払う必要があります。「人的保証制度」の場合は、要件を満たす連帯保証人と保証人を選ぶことが必要です。
- ④第二種奨学金（有利子）を借りる際は、利率の算定方法として「**利率固定方式**」か「**利率見直し方式**」のいずれかを選ぶ必要があります。
- ⑤奨学金の申込みには、原則として、本人及び家計支持者の「**マイナンバー**」（**個人番号**）の提出が必要です。
- ⑥奨学生になった後は、毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「**奨学金継続願**」を提出する必要があります。「奨学金継続願」を提出しないと奨学生としての身分が廃止されます。また、例えば、学業不振が継続したり卒業延期の恐れがある場合、停学等の処分を受けた場合は、奨学生としての身分が廃止されたり、一定期間、奨学金の振込が停止されることがあります。
- ⑦**貸与奨学金の返還**は、**口座振替（リレー口座）**により行い、**貸与終了後7ヶ月目から**始まります。
- ⑧**住所が変わった場合は、必ず日本学生支援機構に届け出る**必要があります。
- ⑨**貸与奨学金**の返還が困難となったときは、願い出により、毎月の返還額を1/2もしくは1/3に減額し返還期間を延長する「**減額返還制度**」や、一定期間返還期限を先延ばしする「**返還期限猶予制度**」を利用できる場合があります。
- ⑩**貸与奨学金**は、所定の返還期限を過ぎると、延滞している割賦金の額について所定の延滞金が賦課されます。

## 1 スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

- ・ OS : Windows系、iOS系、Android系
- ・ ブラウザ : Internet Explorer、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome

推奨する詳細な製品名等は、スカラネット用ホームページ（<https://www.sas.jasso.go.jp/>）のトップページを参照してください。

（注）・ OS : Mac系 ・ ブラウザ : FirefoxやPC版Google Chrome等上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証しておりません。

## 2 スカラネット入力に関する注意事項

- (1) 申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- (2) 識別番号（ユーザID・パスワード）は、学校へ必要な書類を提出すると、学校から受け取ることができます。
- (3) 「マイナンバー提出書」に印字されたユーザID・パスワードの入力も必要になります。
- (4) 入力文字については、43ページ「**3** 文字入力」を参照してください。
- (5) その他、申込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

### 3 文字入力

- (1) 旧字体や複雑な文字入力は、次のとおりの取扱いとなります。
  - ①「吉」、「廣」、「祐」、「角」、「邦」などの文字は、表示される場合もありますが、システム上受付できません。
  - ②該当する文字の新字体「吉」、「廣」又は「広」、「祐」、「角」、「邦」などで入力してください。
  - ③新字体が無い場合は、カタカナで入力してください。
  - ④カタカナの「ヲ」は、表示される場合もありますが、カナ氏名欄にはシステム上入力することができません。代わりに「オ」と入力してください。なお、漢字氏名欄にはひらがなの「を」・カタカナの「ヲ」とも入力が可能なので、これらの文字を入力してください。
- (2) 外国人氏名の入力は、次のとおりの取扱いとなります。
  - ①ファーストネームとミドルネームはまとめて入力してください。(例:奨学 ジョン 太郎 ⇒ 奨学 ジョン太郎)
  - ②氏名が全てカタカナの場合は、漢字氏名欄・カナ氏名欄とも、全てカタカナで入力してください。これ以外の場合は、①(例)のように入力してください。
  - ③漢字氏名の姓・名は各5文字、カナ氏名の姓・名は各15文字まで入力できます。制限文字数を超える場合は、入力できる文字数まで入力してください。(氏名が途中で途切れても構いません。)  
(例:アレクサンドリアイクエイホセマナリリカ カルロス ⇒  
漢字氏名:アレクサン カルロス カナ氏名:アレクサンドリアイクエイホセマ ナリリカカルロス)

### 4 スカラネット用ホームページへアクセス (接続)

#### (1) ホームページアドレス (URL) の入力

- ①次のアドレスを半角 (小文字) で入力し、スカラネット用ホームページにアクセスすると確認事項及び「奨学金申込へ」ボタンが表示されます。

https://www.sas.jasso.go.jp/

受付時間 8:00~25:00 (最終締切日の受付時間は8:00~24:00) ※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。余裕をもって入力できるように、入力開始時間には注意してください。(入力時間の目安: 30分~1時間)

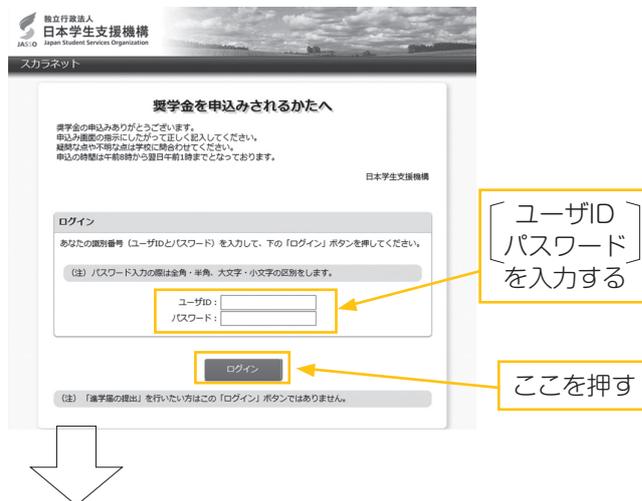
- (注) 実際の画面と異なる場合があります。

- ②確認事項を確認した後、「◆奨学金新規申込 (高校等で予約済の人を除く)」の「奨学金申込へ」ボタンを押してください。「セキュリティ警告」のメッセージが表示される場合がありますが、その際は「OK」ボタンを押してください。次の画面に進みます。



#### (2) 識別番号の入力

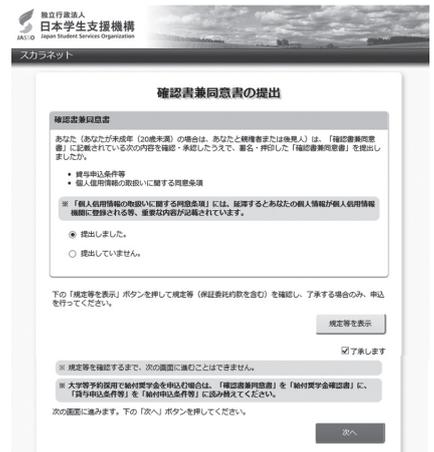
- ①識別番号は、「ユーザID」と「パスワード」からなっています。申込みに必要な書類を学校に提出すると引き換えに通知されます。  
「ユーザID」は8桁の数字です。  
「パスワード」は入力すると\*で表示されます。  
※「パスワード」確認  
「パスワード」は「ユーザID」欄に入力後、コピーして「パスワード」欄に貼り付けると間違いなく入力できます。
- ②識別番号の入力が終わったら、画面下の「ログイン」ボタンを押してください。
- ③次の画面に進みます。



### (3) 確認書の提出状況の入力

「提出しました」を選択し、「規定等を表示」ボタンを押すと、規定等が記載された画面が表示されますので、内容を確認してから「次へ」ボタンを押して次の画面に進みます（規定等を確認したあと「承認しました」にチェックを入れてください）。

もし確認書を提出していない場合は、「提出していません」を選択して終了し、学校に確認書を提出した後、はじめからやり直してください。



### (4) 申し込む奨学金の選択

学校の指示に従ってください。該当する課程を選択後通常は(1)「定期採用」を選択します。「緊急採用・応急採用」は(2)です。

(1)~(3)の入り口を間違えると選考の対象になりませんので注意してください。



これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を画面の指示に従って入力していきます。

奨学金振込口座情報画面まで入力を終え、「次へ」ボタンを押すと奨学金申込情報一覧画面に進みます。

### (5) 「奨学金申込情報一覧」（申込内容の確認・訂正）

各入力画面において、誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認（訂正）後に、この画面を印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目が見つかった場合は、右上の強制終了ボタン「×」で入力を中止し、確認後に再度はじめてから入力をやり直してください。

申込みの内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンより訂正画面へ進み訂正してください。  
全項目を確認し、画面を印刷して保管してください。

「送信」ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。



※この画面はイメージです

## (6) あなたの受付番号

「受付番号」を「スカラネット入力下書き用紙」の表紙「受付番号記入欄」及び「マイナンバー提出書」(定期採用に申し込む場合)に、必ず転記しておいてください。



「申込を終了します」ボタンを押して、画面を終了してください。

以上で申込みは完了ですが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。採用決定、初回の振込日及び採用後に必要な手続きについては学校を通してお知らせします。なお、採用後の問合せ、各種手続きには採用後に通知される奨学生番号が必要です。

### ? こんな時どうするの

〈次の画面に進めない時は…〉

- ①入力に誤り又はもれがある場合、**次へ**ボタンを押しても次の画面に進めません。
- ②その際、エラー発生を示すメッセージと共にその訂正内容等が表示されます。
- ③指示に従い該当する項目を正しく入力し直してください。

〈入力の途中で間違いに気付いた時は…〉

- ①次の画面に進んだ場合、途中で誓約画面よりも前の画面には戻れません。誓約画面から奨学金振込口座画面の間は**戻る**ボタンで前の画面に戻ることができます。
- ②又は「奨学金申込情報一覧」まで進み、訂正を要する画面に戻り、間違いを直してください (44ページ **4** (5) 参照)。
- ③②の「奨学金申込情報一覧」で訂正が終わったら画面下の**確定**ボタンを押して「奨学金申込情報一覧」の画面に戻ってください。

〈入力の途中で強制的に終了がかかった時は…〉

この場合、

- ・入力許容時間 (8 分割中 1 画面あたり 30 分) をオーバーしてしまった
- ・機構がデータ更新処理を開始してしまった
- ・スカラネットの動作環境が異なる (42 ページ **1** スカラネットの動作確認済み環境) を参照してください。

のいずれかが考えられます。

画面内のメッセージに従って申込作業を終了してください。

# 第4部

## 奨学金の貸与開始～返還

### I. 採用時の手続き

申込み後、奨学生として決定し、奨学金を受け取るまでの概要は次のとおりです。

#### 1 採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、決定します（決定時期は学校に確認してください）。学校長の推薦を受けた人のうち採用されなかった人には学校を通して理由を記した不採用通知を交付します。なお、採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。学校又は機構が責任をもって廃棄します。

#### 2 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が学校から交付されます。

	奨学生採用に係る書類	備考
採用された場合の交付書類	「奨学生証」	
	「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」 （以下「返還誓約書」という）	47ページ <b>3</b> 参照
	「奨学生のしおり」	
	「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ
	「マイナンバー提出書」のセット ・ 「マイナンバー提出書」 ・ 「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」 ・ 「提出用封筒」	緊急採用・応急採用で奨学生として採用された人のみ。



重要

緊急採用・応急採用で奨学生として採用された際に配付される「マイナンバー提出書」のセットにより、あなたのマイナンバーを提出してください。あなたのマイナンバー等の必要書類をととのえて機構の指定先に提出することが必要です（提出先は学校ではありません）のでご注意ください。提出書類、提出先、提出方法、期限等については採用時に配付される説明資料を必ず確認してください。

### 3 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を学校の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、学校が定めた期限までに提出してください。期限までに提出しない場合は、採用時にさかのぼって奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。

#### ●返還誓約書と同時に提出することが必要な書類

機関保証選択者の提出書類	人的保証選択者の提出書類
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	連帯保証人・保証人の必要書類（20ページ <b>10</b> (イ)(4)表参照）
【申込時にあなたのマイナンバーを提出できない場合】 市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、奨学金申込日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）（注）	【申込時にあなたのマイナンバーを提出できない場合】 市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、奨学金申込日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）（注）

（注）「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバー記載のないものを提出してください。

なお、第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

（参考）割賦方法の選択の説明は15ページ **8** (2)

## II. 奨学金貸与中の手続き・注意事項

### 1 貸与を受けている間の注意事項

- (1) 奨学生に採用された後は、学校から渡される「奨学生のしおり」をよく読んで、必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。
- (2) 在学中は、学校の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。学校が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、学校からの呼び出しには必ず応じてください。
- (3) 「返還誓約書」に記載した内容に変更が生じた場合は、学校の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。

### 2 適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年1回（12月～2月頃）学校を通じて「貸与額通知書」を交付します。記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに、未成年の人は親権者とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直してください。そのうえで、「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナル（55ページ参照）を通じて提出する必要があります。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

手続きを怠ったり、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。

### 3 奨学生採用後に変更できる項目・変更できない項目

#### (1) 奨学生採用後に変更できる項目

	項目	留意事項
ア	奨学金の辞退	奨学金はいつでも辞退する（やめる）ことができます。
イ	奨学金振込口座	振込口座の情報が誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。
ウ	貸与月額	本冊子で紹介している奨学金は貸与制であり、卒業後、返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、下記「(2)奨学生採用後に変更できない項目」のクは変更できません。
エ	第二種奨学金の利率の算定方法	貸与終了後は変更できません。また、在学中においても下記「(2)奨学生採用後に変更できない項目」のケは変更できません。
オ	返還方式	第一種奨学金については、返還方式（「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」）を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
カ	連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更	選任条件を十分に確認してください（18～22ページ <b>10</b> 参照）。
キ	保証制度（人的保証から機関保証への変更）	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学金に対する保証料を一括で入金する必要があります。

#### (2) 奨学生採用後に変更できない項目

	項目	留意事項
ク	入学時特別増額貸与奨学金の額	原則貸与月額の初回振込時に振り込まれます。
ケ	第一種奨学金+入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれた時点で、利率の算定方法が確定します。
コ	保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。

### 4 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

- (1) 満期：貸与終期までの貸与が完了したとき。
- (2) 辞退：奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。  
(奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です。)
- (3) 退学：大学等を退学したとき。
- (4) 廃止：成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
- (5) 死亡：奨学生本人が死亡したとき。

## Ⅲ. 貸与終了後の返還

### 1 口座振替

貸与が終了する年度に、学校の指示に従い、金融機関の窓口で、奨学金返還時の振替用口座の加入手続きをしてください。その際に「預・貯金者控」を金融機関から受け取り、そのコピーを学校に提出してください（奨学金を受けていた口座を振替用口座として利用する場合でも、加入手続きが必要です）。

### 2 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法（定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始）。返還は、金融機関の口座からの自動引落しによって行われます。引落し日は毎月27日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

#### ●返還額の決定に係る項目の掲載箇所

項目	本冊子の中で説明しているページ
利率の算定方法	12ページ <b>6</b> (1)
増額貸与利率の算定方法	13ページ <b>6</b> (2)
元利均等返還	13ページ <b>7</b>
返還方式の種類と概要	14ページ <b>8</b> (1)
定額返還方式の割賦方法	15ページ <b>8</b> (2)
返還例	50～51ページ <b>5</b>
奨学金貸与・返還シミュレーション	52ページ <b>6</b>

### 3 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

### 4 繰上返還を希望する場合

奨学金はいつでも繰上返還ができます（全額繰上返還・一部繰上返還とも可能です）。

なお、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金について繰上返還をする場合、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息はかかります。

## 5 月賦返還の例

### (1) 第一種奨学金

#### ①-1

平成31年度短期大学及び専修学校専門課程入学者、貸与月数24か月

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式 返還金額と回数
					月賦返還額	返還回数(期間)	
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000円	480,000円	4,444円	108回(9年)	貸与終了後のあなたの 収入に応じて返還 月額・返還回数が変わります。 返還月額=「課税対象 所得」×9%÷12
			30,000円	720,000円	6,666円	108回(9年)	
	国・公立 私立	自宅外	40,000円	960,000円	8,000円	120回(10年)	
		自宅・自宅外	50,000円	1,200,000円	8,333円	144回(12年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000円	1,080,000円	7,500円	144回(12年)	
		自宅外	51,000円	1,224,000円	8,500円	144回(12年)	
	私立	自宅	53,000円	1,272,000円	8,833円	144回(12年)	
		自宅外	60,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)	

#### ①-2

平成31年度短期大学及び専修学校専門課程入学者、貸与月数36か月

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式 返還金額と回数
					月賦返還額	返還回数(期間)	
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000円	720,000円	6,666円	108回(9年)	貸与終了後のあなたの 収入に応じて返還 月額・返還回数が変わります。 返還月額=「課税対象 所得」×9%÷12
			30,000円	1,080,000円	7,500円	144回(12年)	
	国・公立 私立	自宅外	40,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)	
		自宅・自宅外	50,000円	1,800,000円	11,538円	156回(13年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000円	1,620,000円	10,384円	156回(13年)	
		自宅外	51,000円	1,836,000円	10,928円	168回(14年)	
	私立	自宅	53,000円	1,908,000円	12,230円	156回(13年)	
		自宅外	60,000円	2,160,000円	12,857円	168回(14年)	

#### ②-1

平成31年度大学学部入学者、貸与月数48か月

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式 返還金額と回数
					月賦返還額	返還回数(期間)	
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000円	960,000円	8,000円	120回(10年)	貸与終了後のあなたの 収入に応じて返還 月額・返還回数が変わります。 返還月額=「課税対象 所得」×9%÷12
			30,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)	
	国・公立 私立	自宅外	40,000円	1,920,000円	12,307円	156回(13年)	
		自宅・自宅外	50,000円	2,400,000円	13,333円	180回(15年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000円	2,160,000円	12,857円	168回(14年)	
		自宅外	51,000円	2,448,000円	13,600円	180回(15年)	
	私立	自宅	54,000円	2,592,000円	14,400円	180回(15年)	
		自宅外	64,000円	3,072,000円	14,222円	216回(18年)	

#### ②-2

平成31年度大学学部入学者、貸与月数72か月

月額区分	設置者	通学形態	貸与月額	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式 返還金額と回数
					月賦返還額	返還回数(期間)	
最高月額 以外の月額	国・公・ 私立	自宅・自宅外	20,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)	貸与終了後のあなたの 収入に応じて返還 月額・返還回数が変わります。 返還月額=「課税対象 所得」×9%÷12
			30,000円	2,160,000円	12,857円	168回(14年)	
	国・公立 私立	自宅外	40,000円	2,880,000円	15,000円	192回(16年)	
		自宅・自宅外	50,000円	3,600,000円	15,000円	240回(20年)	
最高月額	国・公立	自宅	45,000円	3,240,000円	14,210円	228回(19年)	
		自宅外	51,000円	3,672,000円	15,300円	240回(20年)	
	私立	自宅	54,000円	3,888,000円	16,200円	240回(20年)	
		自宅外	64,000円	4,608,000円	19,200円	240回(20年)	

(注1) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注2) 所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象所得の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります(最低返還月額は2,000円)。

(参考) 第一種奨学金の貸与月額の選択については、6~7ページ **2** (1)

## (2) 第二種奨学金（4月から貸与を始める場合）

### ●定額返還方式の例

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率0.27%（注1）の場合		《参考》利率3.0%（上限）の場合		返還回数（期間）
			返還総額 （元金＋利息）	月賦返還額	返還総額 （元金＋利息）	月賦返還額	
20,000円	24か月	480,000円	486,521円	4,504円	555,329円	5,141円	108回（9年）
	36か月	720,000円	729,755円	6,756円	833,004円	7,713円	108回（9年）
	48か月	960,000円	974,338円	8,119円	1,126,462円	9,386円	120回（10年）
	72か月	1,440,000円	1,467,412円	9,406円	1,761,917円	11,293円	156回（13年）
30,000円	24か月	720,000円	729,755円	6,756円	833,004円	7,713円	108回（9年）
	36か月	1,080,000円	1,099,074円	7,631円	1,303,191円	9,050円	144回（12年）
	48か月	1,440,000円	1,467,412円	9,406円	1,761,917円	11,293円	156回（13年）
	72か月	2,160,000円	2,204,100円	13,120円	2,679,629円	15,950円	168回（14年）
40,000円	24か月	960,000円	974,338円	8,119円	1,126,462円	9,386円	120回（10年）
	36か月	1,440,000円	1,467,412円	9,406円	1,761,917円	11,293円	156回（13年）
	48か月	1,920,000円	1,956,575円	12,542円	2,349,227円	15,059円	156回（13年）
	72か月	2,880,000円	2,946,695円	15,347円	3,672,102円	19,125円	192回（16年）
50,000円	24か月	1,200,000円	1,221,198円	8,480円	1,448,002円	10,055円	144回（12年）
	36か月	1,800,000円	1,834,283円	11,758円	2,202,404円	14,117円	156回（13年）
	48か月	2,400,000円	2,452,285円	13,623円	3,018,568円	16,769円	180回（15年）
	72か月	3,600,000円	3,703,126円	15,429円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
60,000円	24か月	1,440,000円	1,467,412円	9,406円	1,761,917円	11,293円	156回（13年）
	36か月	2,160,000円	2,204,100円	13,120円	2,679,629円	15,950円	168回（14年）
	48か月	2,880,000円	2,946,695円	15,347円	3,672,102円	19,125円	192回（16年）
	72か月	4,320,000円	4,443,766円	18,515円	5,813,549円	24,222円	240回（20年）
70,000円	24か月	1,680,000円	1,714,282円	10,204円	2,084,144円	12,405円	168回（14年）
	36か月	2,520,000円	2,571,464円	15,305円	3,126,249円	18,608円	168回（14年）
	48か月	3,360,000円	3,451,637円	15,138円	4,461,524円	19,567円	228回（19年）
	72か月	5,040,000円	5,184,425円	21,601円	6,782,494円	28,260円	240回（20年）
80,000円	24か月	1,920,000円	1,956,575円	12,542円	2,349,227円	15,059円	156回（13年）
	36か月	2,880,000円	2,946,695円	15,347円	3,672,102円	19,125円	192回（16年）
	48か月	3,840,000円	3,950,009円	16,458円	5,167,586円	21,531円	240回（20年）
	72か月	5,760,000円	5,925,075円	24,687円	7,751,445円	32,297円	240回（20年）
90,000円	24か月	2,160,000円	2,204,100円	13,120円	2,679,629円	15,950円	168回（14年）
	36か月	3,240,000円	3,328,359円	14,597円	4,302,162円	18,869円	228回（19年）
	48か月	4,320,000円	4,443,766円	18,515円	5,813,549円	24,222円	240回（20年）
	72か月	6,480,000円	6,665,718円	27,773円	8,720,406円	36,334円	240回（20年）
100,000円	24か月	2,400,000円	2,452,285円	13,623円	3,018,568円	16,769円	180回（15年）
	36か月	3,600,000円	3,703,126円	15,429円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
	48か月	4,800,000円	4,937,543円	20,573円	6,459,510円	26,914円	240回（20年）
	72か月	7,200,000円	7,406,378円	30,859円	9,689,270円	40,372円	240回（20年）
110,000円	24か月	2,640,000円	2,697,525円	14,986円	3,320,402円	18,446円	180回（15年）
	36か月	3,960,000円	4,073,455円	16,972円	5,329,026円	22,204円	240回（20年）
	48か月	5,280,000円	5,431,321円	22,630円	7,105,485円	29,605円	240回（20年）
	72か月	7,920,000円	8,147,032円	33,945円	10,658,209円	44,409円	240回（20年）
120,000円	24か月	2,880,000円	2,946,695円	15,347円	3,672,102円	19,125円	192回（16年）
	36か月	4,320,000円	4,443,766円	18,515円	5,813,549円	24,222円	240回（20年）
	48か月	5,760,000円	5,925,075円	24,687円	7,751,445円	32,297円	240回（20年）
	72か月	8,640,000円	8,887,674円	37,031円	11,627,154円	48,446円	240回（20年）

（注1）平成30年12月貸与終了者の利率（利率固定方式）です。

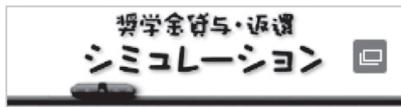
（注2）月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

## 6 「奨学金貸与・返還シミュレーション」について

貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができるシステムです。

「奨学金貸与・返還シミュレーション」には、以下の①または②のいずれかの方法でアクセスしてください。

① 機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/>) のトップページ画面下にあるバナーをクリックする。



② 「奨学金貸与・返還シミュレーション」のアドレス (<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>) を直接入力する。

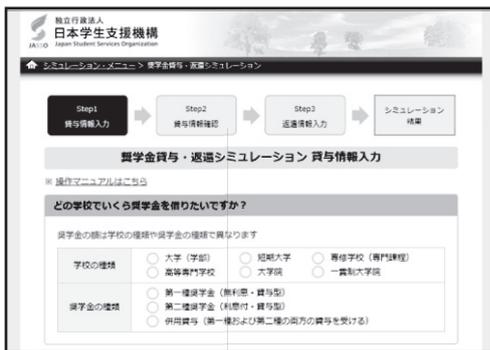


必要な奨学金や返還するときのことも考えてシミュレーションしてみましょう。



◇STEP1◇

貸与情報（借りる時の情報）を入力します。



◇STEP2◇

貸与情報（STEP1で入力した内容）の確認をします。



◇STEP3◇

返還情報（返す時の情報）を入力します。



◇シミュレーション結果◇

STEP1～3で入力した情報でシミュレートした結果を表示します。グラフも表示されます。結果は印刷できます。



画面はイメージです。

文言等については変更される場合があります。

## 7 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、減額返還・返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。

救済制度	説明
減額返還	<p>傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度です。1回の願出で減額返還が適用される期間は1年以内です（1年ごとの願出が必要です）。また、最長15年（180か月）まで適用可能です。</p> <p> 第一種奨学金の返還方式（14ページ <b>8</b> (1)参照）を「所得連動返還方式」とした場合、減額返還制度は利用できません。</p>
返還期限猶予	<p>傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。1回の願出で返還期限猶予が適用される期間は1年以内です（1年ごとの願出が必要です）。また、願出の事由により、最長10年間（120か月）の適用期間の制限があります。ただし、猶予年限特例の対象者については、希望する際に毎回願い出ることにより通算猶予期間の制限なく利用が可能です（適用には条件があります）。</p>
在学猶予	<p>奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。1回の願出で卒業予定期まで猶予が適用され（1年ごとの願出が必要な課程もあります）、在学終了月の翌月から数えて7か月目に返還が開始します。</p>
返還免除	<p>死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。</p>

## 8 奨学金の返還を延滞した場合

### (1) 延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く）の額に対し、年（365日あたり）5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

### (2) 督促・請求

機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

### (3) 個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過時点で延滞3か月以上となった場合、個人信用情報機関に個人情報登録の対象となります。

### (4) 延滞が長期にわたった場合

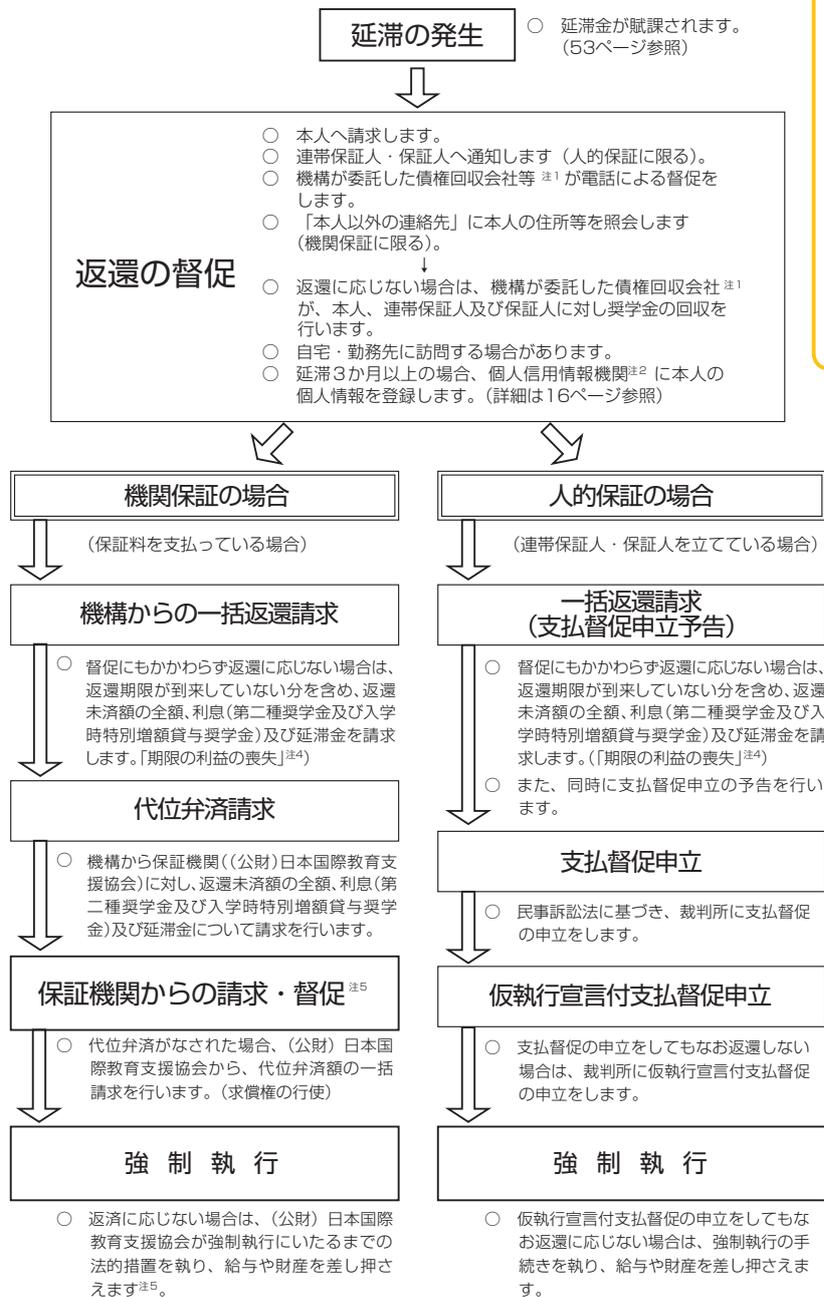
返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については発生済利息を含む）及び延滞金について全額一括での返還を請求します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的措置等をとることとなります（54ページ参照）。

**機関保証制度の場合** 保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関から請求されることとなります（保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が加算され、最終的には強制執行に至るまでの法的措置が執られます）。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することとなります。

**人的保証制度の場合** 民事訴訟法に基づく法的手続を執り、最終的に強制執行に至ります（法的手続きを執った場合、その手続費用も併せて請求します）。

## 資料1 奨学金の返還を延滞した場合

### 奨学金の返還を延滞した場合



奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月に貸与終了の場合、10月に返還開始)。貸与が終了する際は、所定の返還手続き(49ページ参照)を行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度(53ページ参照)利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

裁判所を通じた法的措置

注1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

注2 個人情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

注3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

注4 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利息(第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金)・延滞金の全額を一括返還請求されます。

注5 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

## 資料2 スカラネット・パーソナルについて

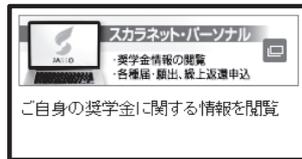
- ・スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」という）とは、機構の奨学金を貸与・給付中の人や返還中の人、現在の自分自身の貸与月額や返還総額等、奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧することができる機構の情報システムです。また、返還中の人、スカラPSを利用して転居・改姓・勤務先（変更）等の届出、繰上返還の申込等を行うことができます。
- ・「奨学金継続願」（47ページ **2** 参照）をスカラPSを通じて提出することとなりますので、採用となった場合には、必ず登録してください。
- ・具体的な登録方法等については、採用後に交付する「奨学生のしおり」等でお知らせします。
- ・なお、以前に機構で奨学金の貸与を受けた方については、現在の返還明細等をスカラPSから確認することもできます。今回採用となった場合、その貸与終了後から、以前の貸与分も併せて同時に返還していくことになり、高額な月額を選択するほど、将来の返還時に大きな負担となります。本当に将来返還できるか、現在の返還明細をもう一度確認し、申込みにあたっては慎重に判断してください。

### ◎ スカラPSにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

- ① 機構のホームページのトップページ画面下にあるバナーをクリックする。

<https://www.jasso.go.jp/>



- ② スカラPSのアドレスを直接入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

## ホームページ と モバイルサイトについて

- ★在学中は日本学生支援機構と奨学生の皆さんとの連絡は学校を通じて行われます。機構のホームページにおいても随時情報を提供していますので、活用してください。
- ★モバイルサイトからも手軽に奨学金情報をご覧になれます。毎月の奨学金振込日や、返還振替日などの情報を掲載したモバイルメールマガジンも配信していますので、ぜひ登録してください。

日本学生支援機構（JASSO）ホームページアドレス

<https://www.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構（JASSO）モバイルサイトアドレス

<https://daigakuic.jp/jasso/>



**スカラネットによる奨学金申込みは専用のアドレス**  
(<https://www.sas.jasso.go.jp/>) へ接続してください。